

フランス会社法 (7)

加 藤 徹
小 西 みも恵
笹 川 敏 彦
出 口 哲 也

目次

商法典

第1部 法律

第2編 商事会社および経済利益団体

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第5節 株式会社

第4款 会社資本の変更および従業員持株制度 (以下、本号)

第1項 資本の増加 (L. 225-127条-L. 225-150条)

第2項 従業員による株式の引受および買付

第1目 株式の引受または買付に関する選択権

(L. 225-177条-L. 225-186-1条)

第2目 従業員に割り当てられた株式の発行および市場における買付 (L. 225-187-1条)

第3目 株式の無償割当 (L. 225-197-1条-L. 225-197-6条)

第3項 資本の償却 (L. 225-198条-L. 225-203条)

第4項 資本の減少 (L. 225-204条-L. 225-205条)

第5項 会社による自己株式の引受・買付または質権の設定
(L. 225-206条-L. 225-217条)

第4款 会社資本の変更および従業員持株制度

第1項 資本の増加

(資本増加の方法)

L. 225-127条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号⁽¹⁾第2条)

① 会社資本は、普通株式もしくは優先株式の発行により、または既存の資本証券⁽²⁾の名義額の引上により、増加される。

② 会社資本は、L. 225-149条およびL. 225-177条所定の要件の下において、資本に対する権利を付与する有価証券⁽³⁾に付着した権利の行使によっても、増加されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第178条)

(新規の資本証券の発行価格と払込)

L. 225-128条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第3条)

① 新規の資本証券は、その名義額をもって、またはこれに発行プレミアムを付加した額をもって、発行される。

② 新規の資本証券は、会社に対する弁済期が到来しかつ数額の確定した債権との相殺を含む金銭出資により、あるいは現物出資により、あるいは準備金・利益もしくは発行プレミアムの資本組入⁽⁴⁾により、あるいは合併もしくは分割の結果として、払い込まれる。

③ 新規の資本証券は、場合により必要額の払込を含む、資本に対する権利を付与する有価証券に付着した権利の行使の結果としても、払い込まれることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第179条)

(資本増加の決定権限とその授権)

L. 225-129条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第3条)

① 非常総会のみが、取締役会または業務執行役会の報告書にもとづき、即時⁽⁵⁾または一定時期の資本増加につき決定する権限⁽⁶⁾を有する。非常総会はこの権限

(1) 2004年6月24日オルドナンスについては、鳥山恭一「海外金融法の動向(フランス)」金融法研究21号(2005年)162頁以下、柴崎暁「立法紹介」日仏法学24号(2007年)138頁以下において紹介がなされている。

(2) titres de capital existants

(3) valeurs mobilières donnant accès au capital

(4) incorporation

(5) à terme

を、L. 225-129-2条所定の要件の下において、取締役会または業務執行役に授権⁽⁷⁾することができる。

② 資本増加は、L. 225-129-2条およびL. 225-138条所定の規定の留保の下に、当該決定または授権の時から起算して5年の期間内に、実行されなければならない。当該期間は、資本に対する権利を付与する有価証券に付着した権利の行使に伴い実行される資本増加、L. 225-177条所定のオプション権の行使に伴い実行される資本増加、(2006年12月30日法律第2006-1770号第41条)《またはL. 225-197-1条所定の無償株式の確定的な割当の事実により》実行される資本増加に対しては、適用されない。

(取締役会または業務執行役会の報告書)

R. 225-113条 取締役会または業務執行役会は、L. 225-129条所定の報告書において、資本増加の提案理由、ならびに当該事業年度開始時以降の、または計算書類の判定をするために招集されるべき通常総会がまだ開催されていないときは前事業年度中の、会社業務の状況に関する一切の有益な事項を提示する。場合に応じ、取締役会または執行役会は、資本増加の最高額を表示する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第154条)

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告書)

R. 225-116条 ① 総会⁽⁸⁾がその権利または権限を、L. 225-129-1条、L. 225-129-2条またはL. 225-138条 I II所定の要件⁽⁹⁾の下において授権したときは、取締役会または業務執行役会は、その授権の実行がなされたときに、当該総会により付与された当該授権に従い設定される行為の最終的な条件を記載する補完的な報告書を作成する。当該報告書は、これに加えて、R. 225-115条所定の情報を含むものとする。

② 会計監査役は、とりわけ、総会により付与された授権に係る行為の態様と総会に対し提示された情報との適合性について検査を行う。会計監査役はまた、発行価格の算定要素の選択、その確定総額について、ならびに、資本証券またはR. 225-115条第2項で定義される資本に対する権利を付与する有価証券の所持人の状況に対する当該発行の効果について、自己の意見を提示する。

-
- (6) compétence
 - (7) déléger
 - (8) pouvoirs
 - (9) autorisation
 - (10) indication

③ 補完的な当該報告書は、その会社住所において、取締役会または業務執行役会の開催の日から最大15日以内においてただちに株主の閲覧に供され、かつ直近の総会において株主に通知される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第155-2条)

(証券の発行方法に関する決定権の授権)

L. 225-129-1条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第4条)

非常総会が資本増加を決定するときは、当該総会は取締役会または業務執行役会⁽¹¹⁾に対し、証券の発行方法について定める権利を授権することができる。

[参照条文]

R. 225-116条 前述 L. 225-129条の参照条文

(資本増加の決定権限の授権)

L. 225-129-2条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第5条)

① 非常総会が取締役会または業務執行役会に対し資本増加を決定する自己の権限⁽¹²⁾を授権するときは、取締役会または業務執行役会は、当該授権が実行される26ヶ月を超えることのできない期間、および当該増加の総限度額を定める。

② 当該授権は、同一目的を有する過去のすべての授権につきその効力を奪う。

③ L. 225-135条ないし L. 225-138-1条、L. 225-177条ないし L. 225-186条、(2004年12月30日法律第2004-1484号第83- I 条)《および L. 225-197-1条ないし L. 225-197-3条》所定の発行、ならびに L. 228-11条ないし L. 228-20条所定の優先株式⁽¹³⁾の発行は、個別の決議の対象としなければならない。

④ 総会により付与された授権の範囲において、取締役会または業務執行役会は、発行条件を定め、それにより生じる資本増加の実現を確認し、かつ関連する定款変更の手続をとるために必要な権利を有する。

(11) pouvoirs

(12) compétence

(13) résolutions particulières

[参照条文]

R. 225-116条 前述 L. 225-129条の参照条文

翻

L. 225-129-3条

本条は、2006年3月31日法律第2006-387号により廃止された。

訳

(上場会社等における資本証券発行の決定権等の執行役員・担当執行役員への授権)

L. 225-129-4条 (2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第11-I条)

《① その資本証券が規制市場において、または内部者取引・相場操縦および虚偽情報の流布から投資家を保護することを目的とする法令の規定に服する取引に対する多国間システムにもとづいて、取引を認められた株式会社において：》

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第5条) 《a) 取締役会は、事前に定めた範囲において、執行役員に対し、または執行役員との合意により1人以上の担当執行役員に対し、当該発行の実行を決定しおよびこれを延期する権利を授権することができる；

《b) 業務執行役員会は、その会長に対し、または会長との合意によりその構成員の1人に対し、当該発行の実行を決定しおよびこれを延期する権利を授権することができる。

《② 前記の指名された者は、取締役会または業務執行役員会に対し、当該取締役会または業務執行役員会所定の要件の下で、当該権利の実際の行使について報告する。》

(取締役会または業務執行役員会の補完的な報告書)

L. 225-129-5条 (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第5条)

L. 225-129-1条およびL. 225-129-2条所定の授権が行使されるときは、取締役会または業務執行役員会は、直後の通常総会に対し、コンセイユ・デタの議を経たアクレ所定の要件の下において、補完的な報告書を作成する。

(非常総会による決議案の宣告)

L. 225-129-6条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第5条)

フランス
会社法
(七)

① 金銭出資による資本増加のすべての決定の際に、当該決定が資本に対する権利を付与する有価証券の事前発行をもたらす場合を除き、非常総会は、(2011年5月17日法律第2011-525号第60-1条)《会社が従業員を有するときは、》労働法典 L. 443-5条 [L. 3332-18条ないし L. 3332-24条] 所定の要件の下において、資本増加の実行を目的とする決議案を宣告しなければならない。(2004年12月9日法律第2004-1343号第78-X X VII条)《ただし、非常総会がL. 225-129-2条⁽¹⁴⁾に従う資本増加を実行する権限を授権するときは、当該総会は当該授権の決議案を宣告する。》

② (2005年7月26日法律第2005-842号第42条)《3年ごとに》、非常総会は、L. 225-102条を適用して、取締役会または業務執行役会から総会に提出された報告書に鑑み、会社およびL. 225-180条の意味において当該会社に関連する1または2以上の会社の従業員により保有される株式が資本の3パーセント以上を表章するときは、労働法典(2012年3月22日法律第2012-387号第13-1°条)《第3部第3編第3章第2節第4款》所定の要件の下において、資本増加の実行を目的とする決議案を宣告するため、招集される。(2012年3月22日法律第2012-387号第13-2°条)《本条第1項所定の要件の下において、非常総会が、同法典同第4款所定の要件の下で、資本増加の実行を目的とする決議案を3年以上前に宣告したときは、当該期間は、5年に延長される。》

(2011年5月17日法律第2011-525号第60-2条)《③これらの会社を支配する会社が、労働法典 L. 3344-1条第2項所定の要件の下に、被支配会社の従業員に利益をもたらさうる資本増加の措置を実施するときは、本条第1項および第2項は、本法典 L. 233-16条の意味における被支配会社に対しては、適用されない。》

(総会による資本増加の決定)

L. 225-130条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第6条)

(14) compétence

- ① 新規の資本証券の発行による資本増加または既存の資本証券の名義額の引上による資本増加が、準備金、利益または発行プレミアムの組入により実行されるときは、総会は、L. 225-96条の規定にかかわらず、L. 225-98条所定の定足数および多数決要件の下において、決定を行う。この場合において、当該総会は、端株を形成している権利が流通すること⁽¹⁵⁾も譲渡することもできないこと、かつこれに相当する資本証券が売却済であること⁽¹⁶⁾を決定することができる。(2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第14条。2015年4月1日より施行)
- 《個別には付与されずかつ端株を形成している権利に対応する資本証券の売却、ならびに当該権利の名義人に対してなされる当該売却から生じる金額の分配は、コンセユ・デタの議を経たデクレ所定の期間内において行われる。当該資本証券が規制市場における取引⁽¹⁷⁾または中央預託機構における売買⁽¹⁸⁾が認められるときは、端株を形成している権利に対応する当該証券の売却は、総会がこれと異なる決定をしない限り、コンセユ・デタの議を経たデクレ所定の方法に従い、実行される。》
- ② 資本証券の名義額の引上による資本増加は、前項所定の場合を除き、株主全員一致の同意をもってのみ決定されることができる。

(資本証券の売却より生じる金額の分配)

R. 225-130条 L. 225-130条所定の売却より生じた金額は、付与された資本証券の総数についての自己の計算による記載の日から30日以内に、その権利の名義人に対して分配される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第165条第1項)

(資本増加の前提要件)

L. 225-131条 ① 資本は、金銭において払い込まれるべきすべての新株発行前に、完全に払い込まれなければならない(2004年6月24日オールドナンス

(15) rompus

(16) vendus

(17) négociation

(18) dépositaire central

(19) opération

第2004-604号第51-IV条により削除)《これを欠くときは、その行為は無効とする》。

② 加えて、(2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第11-II条)《公募により、》L. 225-12条ないしL. 225-16条に従い、会社の設立後少なくとも2年内に実行された資本増加は、L. 225-8条ないしL. 225-10条所定の要件の下において、資産および負債、ならびに合意された特別利益があるときは当該利益に関する検査手続が行われなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第182条)

(引受優先権)

L. 225-132条 ① 株式は、資本増加に対する引受優先権を有する。

② 株主は、その株式の額に比例して、資本増加を実行するために発行される金銭株式の引受優先権を有する。(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第51-V条により削除)《これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。》

③ (2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第13条)⁽²⁰⁾《引受優先権が譲渡しうる株式から分離されないときは、当該権利は当該株式自体と同一の要件において譲渡されることができる。これと反対の場合には、当該権利は、株主による引受権行使の期間と同一の期間内は譲渡しうるが、当該期間の開始前に発生しかつその終了前に消滅する。当該優先権の行使および譲渡の方法に関する株主への報知は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。》

④ 株主は、個別にその優先権を放棄することができる。⁽²¹⁾

(1966年7月24日法律第66-537号第183条)

⑤ (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第7条)《優先株式の転換に関する決定は、転換により生じる株式に対する引受優先権につき、株主による放棄をもたらす。

⑥ 《資本に対する権利を付与する有価証券の発行の決定は、同様に、発行さ

(20) 2014年7月31日オールドナンス第2014-863号第13条の条項は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の2016年10月1日より早い期日において施行される。

(21) à titre individuel

れる当該有価証券が権利を与える資本証券に対する引受優先権につき、株主による放棄をもたらす。》

(引受優先権の放棄)

- R. 225-122条 ① 自己の引受優先権を個別に放棄する株主は、その旨を会社に対し書留郵便により通知する。
- ② その株式が規制市場における取引の認められた会社においては、当該放棄は、特定の受益者のためになされることができない。
- ③ 特定の受益者の表示のない放棄は、無記名式株式については、対応する利札、証券の保管者証明書または株主の放棄を認証する通貨金融法典 R. 211-4条所定の(2009年3月16日デクレ第2009-295号第4-8°条により削除)《資格を付与された》仲立人の証明書に添付して行われる。
- ④ 特定の受益者のためになされる放棄は、当該受益者の同意を伴うものとする。
- ⑤ L. 225-133条およびL. 225-134条の規定の適用において、未引受株式数の計算については、株主が受益者の名を表示することなしに個別に放棄した優先権に対応する株式が考慮されなければならない。ただし、当該放棄が遅くとも資本増加の実行の決定の日までに会社に対し通知されたときは、これに対応する株式の引受優先権の行使については、他の株主の措置に委ねられる。
- (1967年3月23日デクレ第67-236号第157-1条)

(未引受の資本証券の割当)

L. 225-133条 (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第8条) 総会またはL. 225-129条所定の授權の場合において取締役会または業務執行役会がその割当を明示的に決定するときは、削減不能の資本証券中の未引受証券は、優先的に引き受けることのできる数を超えて証券数を引き受ける株主に対して、その有する引受権に比例しかつつねにその申込の範囲内において、割り当てられる。

(1966年7月24日法律第66-537号第184条)

(引受が資本増加の総額に達しない場合)

L. 225-134条 I.-削減不能の引受⁽²²⁾および場合により削減可能の引受⁽²³⁾が、資本増加の総額に達しなかったときは：

(22) souscription à titre irréductible

(23) souscription à titre réductible

(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第9条)《1° 資本増加の総額は、総会の反対の決定がないかぎり、引受の総額に限定されることができる。いづれの場合においても、資本増加の総額は、決定された増加額の4分の3を下ることができない；》

2° 未引受の株式は、総会がこれと異なる決定をしないかぎり、その全部または一部が自由に割り当てられることができる；

3° 未引受の株式は、総会がその可能性を明示的に認めたときは、その全部または一部が公募されることができる。

Ⅱ. 取締役会または業務執行役会は、自らが決定した順位により、上記所定の選択権またはそのうちの一部のみを行使することができる。資本増加は、当該選択権の行使の後、受領された引受の総額が資本増加の総額に、または本条Ⅰの1°所定の場合においては当該増加額の4分の3に達しないときは、実現されない。

Ⅲ. 一しかしながら、取締役会または業務執行役会は、すべての場合においてかつ強制的に、未引受の株式が資本増加額の3パーセント未満を表章するときは、当該資本増加を達成された額に限定することができる。これに反するすべての決議は、記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第185条)

(引受優先権の排除)

L. 225-135条 (2011年5月17日法律第2011-525号第61条) ① 資本増加を決定しまたは授権する総会⁽²⁴⁾は、当該総会がすべての方法を定める場合であれ、その権利または権限をL. 225-129-1条またはL. 225-129-2条所定の要件の下において委ねる場合⁽²⁵⁾であれ、資本増加の総額につき、または当該増加の1部分または複数の部分につき、L. 225-136条ないしL. 225-138-1条所定の方法に従い、引受優先権を排除することができる。

② 総会は、取締役会または業務執行役会の報告書について判定を行う。

③ 総会が資本増加の決定をするときは、当該総会が自らすべての方法を定め

(24) compétence

(25) autoriser

る場合であれ、その権利を L. 225-129-1条に定める要件のもとで授権する場合であれ、当該総会は、L.225-136条^{1°}第 1 項記載の場合を除き、会計監査役の報告書についても判定を行う。

④ 権利または権限⁽²⁶⁾の授権が行われるときは、取締役会または業務執行役会ならびに会計監査役は、直後の通常総会に提出される行為の最終的な状況に関する報告書を各自作成する。取締役会または業務執行役会の報告書は、L. 225-129-5条所定の義務を充足する。

⑤ その資本証券が規制市場での取引を認められている会社において、総会は、当該総会が決定しまたは授権する資本増加について、株主のための引受優先期間を含むことを定めることができ、その最短期間はコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる。総会はまた、取締役会または業務執行役会に対し、当該期間を定めることが必要か否かを評価し、かつ場合によっては同一の要件の下で当該期間を定める選択権⁽²⁷⁾を授権することができる。

⑥ コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条所定の報告書が作成される要件を定める。

(取締役会または業務執行役会の報告書)

R. 225-114条 ① L. 225-135条所定の取締役会または業務執行役会の報告書は、提案される資本増加の最大額およびその理由、ならびに引受優先権の排除に関する提案理由を記載するものとする。

② 当該報告書は、これに加えて次の事項を記載する：

1° L. 225-136条および L.225-138条 II 所定の場合において、新規の資本証券または資本に対する権利を付与する新規の有価証券の売出方法、およびその理由とともに、発行価格または発行価格の決定方法；

2° L. 225-138条所定の場合において、新規の資本証券もしくは資本に対する権利を付与する新規の有価証券の割当を受ける者の名前または当事者の範疇の特徴、ならびに、各人もしくは当事者の範疇に対して割り当てられる証券の数または当該証券の割当の方法。

③ 会計監査役は、R. 225-115条第 2 項所定の方法に従い、前項 1°所定の場合には、自己の意見を記述する。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 155 条)

(26) compétence

(27) faculté

(取締役会または業務執行役会の報告書)

R. 225-115条 ① 総会が自ら引受優先権の排除とともに資本増加の方法すべてを決定するときは、R. 225-114条所定の報告書はまた、資本証券および資本に対する権利を付与する有価証券の名義人の状況に対する提案された発行による効果、とりわけ最終の事業年度終結時の自己資本に対するその割当比率を記載する。当該年度終結が予定される行為の6ヶ月以上前のときは、かかる効果は、最終の年次貸借対照表と同一の方法および同一の提示に従って作成された仲介人の財政状況を考慮して評価される。その証券につき規制市場における取引が認められている会社においては、これに加えて、取引所の直近20回の立会いの平均値から導き出される実際の株式の取引価値にもとづいて理論上の効果が記載される。これらの情報はまた、資本に対する権利を付与する発行済証券の全体を考慮に入れて与えられる。

② 会計監査役は、優先権の排除の提案、発行価格の算定要素の選択、および発行総額、ならびに資本証券および自己資本との関係上評価を受ける資本に対する権利を付与する有価証券の名義人の状況に対する発行の効果、および必要な場合は株式の取引価値に関して、自己の意見を記述する。会計監査役は、自己が意見を記述する会社の計算から得られる情報につき、その真実性を検査しかつ証明を行う。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第155-1条)

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告書)

R. 225-116条 前述 L. 225-129条の参照条文

(取締役会・業務執行役会および会計監査役の報告書)

R. 225-117条 ① 株主および投資証券の所持人に対しその引受優先権を放棄することが要求される場合であれ、これが要求されない場合であれ、L. 228-91条およびL. 228-93条所定の有価証券の発行を授権するために招集された総会に対する取締役会または業務執行役会および会計監査役の報告書の内容は、R. 225-113条およびR. 225-114条により、ならびに、場合によってはR. 225-115条またはR. 225-116条により、規定される。

② 加えて、債権証券の割当権を付与しまたは資本に対する権利を付与する有価証券の特徴、当該有価証券が権利を付与する債権証券または資本証券の割当の方法、ならびに割当権を行使されう日が記載されなければならない。債権証券のみから構成される債権証券の割当権を付与する有価証券の発行の場合においては、

(28) présentation

(29) intermédiaire

(30) séance

(31) valeur boursière

会計監査役の報告書は、発行価格の算定要素の選択を除き、会社債務の状況を対象とする。

③ 資本増加が引受優先権を維持しつつ行われるときは、会計監査役は提案された発行について、ならびに発行価格の算定要素の選択および発行総額について、自己の意見を記述する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第155-3条)

(証券数の増加の決定)

R. 225-118条 L. 225-135-1条の適用について、総会は、証券の数が、引受の終結の日から30日以内に、原始発行の15パーセントを限度としてかつ原始発行について採用された価格と同一の価格において、増加されうることを定めることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第155-4条)

(公募または募集による資本証券の発行価格)

R. 225-119条 L. 225-136条1°第1項の適用において、当該価格は、場合により5パーセントの最大控除額を減額した、その決定に先立つ直近の3立会日価格の加重平均と同額以上とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第155-5条)

(通知書の記載事項)

R. 225-120条 ① 新株の発行または資本に対する権利を付与する有価証券の発行が資本増加をもたらしようときは、株主は、とりわけ次の事項を記載された通知書により、当該発行およびその方法について報知される：

- 1° 必要あるときはその略号を伴う社名；
- 2° 会社の形態；
- 3° 会社資本の総額；
- 4° 会社住所の宛先；
- 5° R. 123-237条1°および2°所定の記載；
- 6° 資本増加の総額およびL. 225-135-1条にもとづく資本増加の補完的な額があるときはその額；
- 7° 引受の開始および閉鎖の期日；
- 8° 株主のための、新株または資本に対する権利を付与する有価証券の引受優先権の存在ならびにその権利行使の要件；
- 9° その額が定款に記載されていても記載されていなくても、金銭引受の株式または資本に対する権利を付与する有価証券の名義額、および発行プレミアムの額があるときはその額；
- 10° 引受済の株式または資本に対する権利を付与する引受済の有価証券に対して即時に払い込むべき額；

- 11° 保管者の氏名、社名、居所の宛先、または会社住所の宛先；
- 12° 現物出資があるときは、資本増加においてなされる現物出資の概要・評価および対価の態様、ならびに当該評価および対価の態様が暫定的性格であることの附記；
- 13° 未引受の株式が資本増加の3パーセント以上を表章するときは、当該株式の引受が公衆に開かれるものであるか、またはこれが受領された引受額に限られるものになるかの記載。
- ② 資本に対する権利を付与する有価証券の発行が資本増加をもたらしうる場合において、通知書は、有価証券の主要な内容、とりわけ当該有価証券が権利を与える資本証券の割当方法、ならびに当該割当権が行使されうる期日についても記載する。
- ③ 本条所定の事項は、受領通知請求とともになす書留郵便により、予定される引受期日終了日の少なくとも14日前に、株主に報知される。
- ④ (2008年3月13日デクレ第2008-258号第4条)《会社のすべての株式が記名式でないとき(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-X条)《またはその全株式の規制市場における取引が認められるときは》、これらの事項を内容とする通知書は、同一の期間内に、義務的法定公告官報に公示される告知書においても掲載される。
- ⑤ 《しかしながら、当該会社が(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-X条)《通貨金融法典L. 411-1条の意味における公募により、本条第1項所定の発行手続を行う》ときは、当該会社はこれら事項を引受期間終了の少なくとも14日前に(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-X条)《同法典L. 412-1条所定の方法により公示して、それにより第1項ないし第4項所定の手続を免除される。》(1967年3月23日デクレ第67-236号第156条)

(公示の免除)

- R. 225-121条 非常総会が株主から引受優先権を排除したときは、R. 225-120条は適用されない。
(1967年3月23日デクレ第67-236号第157条)

(引受優先権の放棄)

- R. 225-122条 前述L. 225-132条の参照条文

(虚有権者の懈怠)

- R. 225-123条 ① 株式の虚有権者が、株主に与えられた引受期間満了の1週間前に、新株の引受も引受権の売却をもなさないときには、当該虚有権者は、会社により発行される新株につき、用益権者に対する関係において、その引受優先

(32) dépositaire

権の行使を怠ったものとみなされる。

② 虚有権者が、無償株式の割当行為開始の3ヶ月前に、その割当の請求もその権利の売却もなさないときには、当該虚有権者は、用益権者に対する関係において、その割当を受ける権利の行使を怠ったものとみなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第158条)

(告知書の記載事項)

R. 225-124条 ① R. 225-120条第4項⁽³³⁾所定の告知書は、次の事項を含む：

- 1° 摘要を表示した会社の目的；
- 2° 会社の通常の終了期日；
- 3° 発行される株式の種類およびその内容；
- 4° 定款上各人のために約定された特別利益；
- 5° 株主総会への出席および議決権行使の要件ならびに必要なときは2倍議決権の付与に関する規定；
- 6° 必要あるときは株式の譲渡自由を制限する定款条項；
- 7° 利益の分配・準備金の積立および清算剰余金の分配に関する規定；
- 8° 転換社債があるときは、発行済の転換社債の額、所持人に与えられる選択権の行使期間または随時に転換がなされうる旨の記載、および転換の基礎；
- 9° その他の発行済未償還社債の額および当該社債に対して供されている担保；
- 10° 会社保証の借入社債の発行時における額ならびに必要なときは当該借入社債の被担保部分。

② 告知書には、会社の署名がなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第159条)

(貸借対照表の添付)

R. 225-125条 ① 会社の法定代表者により原本と相違ないことを証明された最終の貸借対照表の謄本が、R. 225-124条所定の告知書に添付して公示される。

② 最終の貸借対照表が義務的法定公告官報に対してすでに公示されているときは、当該貸借対照表の謄本は、以前の公示を参照すべき旨の表示をもって代替することができる。

③ いかなる貸借対照表も作成されていないときは、告知書はその旨を記載する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第160条)

(回状の記載事項)

R. 225-126条 ① 株式発行を公衆へ知らせる(2008年3月13日デクレ第2008-

(33) 原文は、「dernier alinéa de l'article R. 225-120」となっており、R. 225-120条最終項となるが、2009年の改正により最終項が新たに付け加えられた結果、告知書に言及しているのはR. 225-120条第4項となったので、ここでは本文のように第4項と訳出した。

258号により削除。2008年9月1日より施行)《目論見書および》回状は、R. 225-124条所定の告知書の記述を再掲し、かつ当該告知書が義務的法定公告官報に掲載されている旨および当該告知書が公示された当該官報の号数の附記を含む。

② 新聞における公告は、告知書と同一の記述または少なくともその抜粋を再掲し、当該告知書への言及および当該告知書が公示されている義務的法定公告官報の号数を附記する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第161条)

(公示手続の履行)

R. 225-127条 金銭引受にもとづく新株発行による資本増加の場合において、R. 225-120条、R. 225-124条およびR. 225-125条所定の手続は、取締役会または場合により業務執行役会の受任者により履行される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第162条)

(引受証)

R. 225-128条 ① 引受証は、引き受けた証券の数を完全に文字で記載する引受人またはその受任者により、日付を附され署名される。無印紙証書により作成された当該引受証の謄本1通が、引受人またはその受任者に交付される。

② 引受証は次の事項を記載する：

- 1° 略号があるときはその略号を伴う、社名；
- 2° 会社の形態；
- 3° 会社資本の総額；
- 4° 会社住所の宛先；
- 5° R. 123-237条1°および2°所定の事項；
- 6° 資本増加の額および方法；
- 7° 必要あるときは金銭株式をもって引受をなすべき額および現物出資により払い込まれる額；
- 8° 資金を受領する者の氏名または社名および宛先；
- 9° 引受人の氏名、通称および住所ならびに引受人により引き受けられた証券数；
- 10° 引受証の謄本1通を引受人に対して交付した旨の記載。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第163条)

(金銭引受により生じる資金の預託)

R. 225-129条 金銭引受より生じる資金は、R. 225-6条所定の要件の下において寄託される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第164条)

(資本証券の売却より生じる金額の分配)

R. 225-130条 前述 L. 225-130条の参照条文

(引受優先期間の最短期間)

R. 225-131条 L. 225-135条所定の引受優先期間の最短期間は、3取引日とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第165条第2項)

(業務執行役会長または執行役員のなしうる行為)

R. 225-132条 業務執行役会長または執行役員は、事業年度閉鎖に続く月のうちに、L. 225-149条第4項およびL. 228-12条第4項所定の行為の手続を行うことができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第165条第3項)

(権利行使による資本証券の取得可能性の停止)

R. 225-133条 ① L. 225-149-1条の適用において定められる、資本に対する権利を付与する有価証券に付着した権利の行使により資本証券の取得可能性を停止する最長期間は、3ヶ月とする。

② 取締役会または業務執行役員により資本証券を取得する可能性が停止される旨の通知書に含まれる事項は、当該停止の効力発生期日の7日以上前に、受領通知請求とともになされる書留郵便により、資本に対する権利を付与する有価証券の所持人に対して報知される。(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-XI条)《資本に対する権利を付与する当該会社の有価証券が規制市場における取引が認められている場合》、または当該資本に対する権利を付与する有価証券のすべてが記名式でない場合は、当該事項を含む通知書は、同一の期間内に、義務的法定公告官報に公示される告知書において掲載される。

③ 当該通知書は次の事項を記載する：

- 1° 社名および略号があるときは会社の略号；
- 2° 会社形態；
- 3° 会社資本の総額；
- 4° 会社住所の宛先；
- 5° R. 123-237条1°および2°所定の事項；
- 6° 停止の効力発生期日およびその終了の期日。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第165-1条)

(会社に対する債権との相殺による株式払込)

R. 225-134条 会社に対する債権との相殺による株式払込の場合において、当該債権は、取締役会または業務執行役員により作成され、かつ会計監査役により

(34)
正確であると証明される計算確認書の対象となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第166条)

(金銭引受の株式発行による資本増加の実現期日)

R. 225-135条 金銭引受の株式発行による資本増加は、保管証明の期日または場合により L. 225-145条所定の要件の下で締結された保証契約の署名の期日に、実現される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第167条)

(現物出資における出資検査役の選任)

R. 225-136条 ① 現物出資または特別利益の約定のある場合においては、出資検査役が、R. 225-7条所定の要件の下で選任され、かつその職務を遂行する。R. 225-8条の規定は、現物出資の場合に適用される。

② 特定の株主のために優先株を発行する場合において、L. 228-15条所定の出資検査役は、R. 225-7第2項および第3項条所定の要件の下で選任され、かつその職務を遂行する。

③ L. 228-15条の適用をもたらす特別利益の約定または優先株の発行の場合において、報告書は、特別利益または優先株に付着した特別の権利を記述しかつ評価する。必要に応じ、当該報告書は、これら特別の権利ごとに、どのような評価方法が採用されたかおよび当該方法が採用された理由を記述し、ならびに当該特別の権利の価値が場合によっては発行プレミアムが付加されて発行されたときの優先株の少なくとも名義額に相当することを証明する。

④ 出資検査役の当該報告書は、L. 225-147条第6項に従う授権の場合において、非常総会の会日または取締役会または業務執行役会の日の8日以上前に、会社住所において株主の措置に委ねられる。この場合において、当該報告書は直後の総会において株主に報知される。

⑤ L. 228-15条の適用をもたらす優先株の発行の場合において、全株主が出資検査役の選任前に書面により同意したときは、当該期間は削減されることができ

(1967年3月23日デクレ第67-236号第169条)

(証券数の増加の決定)

L. 225-135-1条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第11条)

引受優先権を伴うまたはこれを伴わない資本増加の場合において、総会は、コンセイユ・ダタの議を経たデクレ所定の期間内に、同デクレにより定められた

(34) arrête de compte

原始発行の一定部分を限度としてかつ当該原始発行について採用された価格と同一の価格において、証券の数が増加されうることを定めることができる。その場合、L. 225-134条 I 1°所定の限度は、同一の比率をもって増加される。

(証券数の増加の決定)

R. 225-118条 前述 L. 225-135条の参照条文

(公募または募集による資本証券の発行)

L. 225-136条 (2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第11-Ⅲ条)

《公募によるまたは通貨金融法典 L. 411-2条Ⅱ所定の募集による引受優先権を伴わない資本証券の発行は、次の条件に服するものとする：

《1° ① 資本証券が規制市場における取引を認められている会社についてかつ直接またはこれと異なる方法で発行される資本証券が当該取引と同視される範囲において、当該証券の発行価格は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の方法に従い、金融市場局への諮問の後に、定められなければならない；》

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第12条)《② しかしながら、1年ごとに会社資本の10パーセントの範囲内において、非常総会は、取締役会または業務執行役員会に対し、当該取締役会または業務執行役員会がそれらの報告書および会計監査役の特別報告書に基づき、総会が決定した方法に従い、発行価格を決定することを授権することができる。かかる授権がなされるときは、取締役会または業務執行役員会は、会計監査役により証明され、かつ当該行為の最終的な状況を記載しかつ株主の状況に対する実際の効果について評価要素を付与する、補完的な報告書を作成する。

《2° その他の場合において、発行価格または当該価格決定の条件は、取締役会または業務執行役員会の報告書にもとづきかつ会計監査役の特別報告書にもとづいて、非常総会により、決定される。》

(1966年7月24日法律第66-537号第186-1条)

(2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第11-Ⅲ条)《3° 通貨金融法典 L. 411-2条Ⅱ所定の募集によりなされる資本証券の発行は、1年につき会社資本の20パーセントまでに制限される。》

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告書)

R. 225-116条 前述 L. 225-129条の参照条文

(公募または募集による資本証券の発行価格)

R. 225-119条 前述 L. 225-135条の参照条文

L. 225-137条

本条は、2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-Ⅶ条により廃止された。

(資本増加の決定の留保)

L. 225-138条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第13条)

I.-① 資本増加を決定する非常総会は、名指しで指定された1人もしくは複数人の者に対し、または特定の内容に対応する者の1つもしくは複数の範疇の者に対し、当該増加を割り当てることができる。この目的のため、当該総会は、引受優先権を排除することができる。当該措置により利益を受ける名指しで指定された者は、議決に加わることができない。要求される定足数および多数決は、それらの者が保有する株式を控除した後に算定される。L. 225-147条所定の手続は、適用されない。

② 非常総会が定める特徴に対応する者の1つまたは複数の範疇の者のために、当該総会が引受優先権を排除するときは、当該総会は、取締役会または業務執行役会に対し、これらの範疇の者のなかの受益者の一覧表およびL. 225-129-2条第1項所定の上限の範囲において、各受益者に対し付与する証券の数を決定する処理⁽³⁵⁾を授権することができる。当該授権が実行されるときは、取締役会または業務執行役会は、直後の通常総会に対し、会計監査役により証明され、かつ当該行為の最終的な状況を記載した、補完的な報告書を作成する。

Ⅱ.-発行価格または当該価格決定の条件は、取締役会または業務執行役会の報告書および会計監査役の特別報告書にもとづき、非常総会により、定められる。

(35) soim

Ⅲ.一当該発行は、これを決定しまたは L. 225-129条所定の授權を議決した総会の日から起算して18カ月の期間内に実行されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第186-3条)

(取締役会または業務執行役会の補完的な報告書)

R. 225-116条 前述 L. 225-129条の参照条文

(企業の財形貯蓄計画の加入者に割り当てられる資本増加)

L. 225-138-1条 ① (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-I条)《企業の財形貯蓄計画⁽³⁶⁾の参加者に留保される資本増加に関する》労働法典 L. 443-5条 [L. 3332-18条] 第1項の適用について、その会社の従業員または L. 225-180条の意味において当該会社に関連づけられる会社の従業員のために、非常総会が引受優先権を排除したときは (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-I条)《、L. 225-138条 I IIの規定が適用され、かつ》:

1° 引受価格は、労働法典 L. 443-5条 [L. 3332-18条ないし L. 3332-24条] に定義される要件において、いぜん決定される;

2° 資本増加は、従業員個人によりもしくは投資共同基金の仲介者により (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-II条)《引き受けられた資本証券》の総額または通貨金融法典 (2013年7月25日オールドナンス第2013-676号第38-1°条)《L. 214-166》条により規制される可変資本投資会社により発行された証券の総額を限度としてのみ、実行される。当該増加は、L. 225-142条、L. 225-144条および L. 225-146条所定の手続を要しない;

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-III条により削除)《3° その株式が規制市場における取引を認められている会社による発行は、これを許可した総会から起算して5年の期間内に実行されることができる;》

4° その証券の払込につき引受人に認められうる期間は、3年を超えることができない;

5° (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-IV条)《資本証券また

(36) plan d'épargne d'entreprise

は資本に対する権利を付与する有価証券は、》会社または引受人の請求にもとづき、定期の払込により、または引受人の賃金に対する一定かつ定期の控除により、《払い込まれることができる》；

6° 労働法典 L. 443-6条 [L. 3332-25条] 所定の5年の期間の満了前に(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-V条)《上記のように引き受けられ交付された、資本証券または資本に対する権利を付与する有価証券は、》全額(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-V条)《払い込ま》れた後のみ取引が可能である。

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第14-VI条)《7° 労働法典 L. 443-1条 [L. 3332-1条] 記載の財形貯蓄計画の加入者に割り当てられる資本証券または資本に対する権利を付与する有価証券は、本法典 L. 225-131条第1項の規定にかかわらず、たとえ会社資本が全額払い込まれていなくても、発行されることができる。

② 《前項所定の証券が全額に払い込まれていないという事実は、金銭で払い込むべき資本証券の発行に対する障害とはならない。

③ 《労働法典 L. 443-1条 [L. 3332-1条] 所定の企業の財形貯蓄計画の加入者は、同法典 L. 442-7条 [L. 3324-10条] 所定のコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められている場合および条件の下に、当該企業により発行される資本証券もしくは資本に対する権利を付与する有価証券の引受契約または保有契約の解除もしくは縮小をもたらすことができる。》

(取締役会・業務執行役会・会計監査役の報告書の記載事項のデクレによる決定)

L. 225-139条 (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第15条) コンセイユ・デタの議を経たデクレは、優先株または資本に対する権利を付与する有価証券の発行の場合に定められている報告書と同様に、L. 225-129条、L. 225-135条および L. 225-138条所定の報告書において記載しなければならない事項を決定する。

(1966年7月24日法律第66-537号第186-4条)

[参照条文]

前述 R. 225-113条以下（前述 L. 225-129条の参照条文および同 L. 225-135条の参照条文）ならびに R. 228-17条以下

（用益権が設定された場合における引受優先権）

L. 225-140条 ① （2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）

《資本証券に》用益権が（2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《設定された》⁽³⁷⁾ときは、当該証券に付着する引受優先権は虚有権者に属する。虚有権者が引受権を売却したときは、当該売却より生じた金額または当該金額をもって虚有権者により取得された財産は、用益権に服する。虚有権者がその権利の行使を怠るときは、用益権者は（2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《新証券》を引き受けるため、または当該権利を売却するため、虚有権者に代位することができる。後者の場合において、虚有権者は当該売却から生じた金額の再運用⁽³⁸⁾を実行することができる。その結果取得された財産は用益権に服する。

② （2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《新証券》は、虚有権に関しては虚有権者に、用益権に関しては用益権者に属する。ただし、引受を実行または完了するため、虚有権者または用益権者により資金が払い込まれた場合には、（2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《新証券》は、引受権の価格を限度としてのみ、虚有権者および用益権者に属する。（2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《新証券》の余剰は、資金を払い込んだ者に完全な所有権として帰属する。

③ コンセイユ・データの議を経たデクレは本条適用の要件を定めるものとし、なお本条の規定は、（2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第16条）《無償証券》の割当の場合にもまた、従われるものとする。

④ 本条の規定は、当事者間の約定が存しない場合に適用される。

（1966年7月24日法律第66-537号第187条）

(37) nu-propriétaire

(38) remploi

(虚有権者の懈怠)

R. 225-123条 前述 L. 225-135条の参照条文

(引受権行使期間)

L. 225-141条 ① 引受権行使のために株主に与えられる期間は、引受開始の日から起算して(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第17条)《5取引日〔旧規定：10取引日〕》を下ることができない。

② 当該引受期間は、削減不能の引受権のすべてが行使されたとき、または引き受けなかった株主の引受権が個別に放棄された後に資本増加が完全に引き受けられたときは、期限前であっても直ちに閉鎖される。

(1966年7月24日法律第66-537号第188条)

(引受に関する公示)

L. 225-142条 会社は、引受の開始前に、その方法がコンセイユ・データの議を経たデクレにより定められる公示手続を履行する。

(1966年7月24日法律第66-537号第189条)

[参照条文]

R. 225-120条, R. 225-121条, R. 225-124条ないしR. 225-127条
いずれも、前述 L. 225-135条の参照条文

(引受証)

L. 225-143条 ① (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第18条)《資本証券または資本に対する権利を付与する有価証券の》引受契約は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の要件の下において作成される引受証により、認証される。

② しかしながら、引受証は、その委任を当該受任者が証明するという条件で、引受を実行する旨の委任を受領する金融機関および投資事業者に対しては要求されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第190条)

(引受証)

R. 225-128条 前述 L. 225-135条の参照条文

(金銭引受株式の払込)

L. 225-144条 ① 金銭引受による株式は、その名義額の4分の1以上および発行プレミアムあるときはその全額が、引受に際して払い込まなければならない。残余の払込は、資本増加が確定された期日から起算して5年内に、1

または数回にわたり行われなければならない。
② L. 225-5条第1項の規定は、引受人の一覧表に関する規定を除き、適用される。金銭引受の結果生じる資金の受戻は、保管者の証明書作成の後、当該会社の受任者により行われることができる。

③ 資本増加が引受開始から起算して6ヶ月の期間内に実現されないときは、L. 225-11条第2項の規定が適用されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第191条)

[参照条文]

R. 225-129条, R. 225-134条, R. 225-135条 いずれも、前述 L. 225-135条の参照条文

(株式の売出につき公募を行う会社の特例)

L. 225-145条 株式の売出につき、⁽³⁹⁾(2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第11-IV条)《通貨金融法典 L. 411-2条Ⅱ所定の公募または募集》を行う会社において、(2001年12月11日法律第2001-1168号)《通貨金融法典 L. 321-1条6所定の投資事業を提供する》認可された1または複数の投資事業者、または(2001年12月11日法律第2001-1168号)《同法典 L. 532-18条所定の者であつてかつ⁽⁴⁰⁾発祥国の領土において同一の事業を提供することを認められている者》が反証による撤回が⁽⁴¹⁾できない方法においてその善意を担保したときは、資本増加は

(39) placement

(40) État d'origine

(41) bonne fin

実行されたものとみなされる。名義額の払い込まれるべき部分の払込および発行プレミアム全額の払い込みは、引受期間の終了に続く最長35日以内に行われなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第191-1条)

(引受および払込の確認)

L. 225-146条 ① 引受および払込は、引受証の提示にもとづき、資金の寄託の時に作成される受寄者による保管証明書により確認される。

② 数額が確定しかつ譲渡可能な会社に対する債権との相殺による株式払込は、公証人または会計監査役の証明書により確認される。当該証明書は、受寄者の証明書の代わりとなる。

(1966年7月24日法律第66-537号第192条)

(会社に対する債権との相殺による株式払込)

R. 225-134条 前述 L. 225-135条の参照条文

(現物出資による資本増加)

L. 225-147条 ① 現物出資または特別利益の約定のある場合において、1名または2名以上の出資検査役が(2012年3月22日法律第2012-387号第7-III条)《株主の全員一致、またはこれがないときは》裁判所の決定により選任される。当該検査役は、(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第19条)《L. 822-11》条所定の兼職禁止に服する。

② 当該検査役は、自己の責任において、現物出資の価格および特別利益を評価する。(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第19条)《コンセイユ・データの議を経たデクレは、その報告書の主要事項、延長されるべき期間および株主の措置に委ねられる要件を定める。》L. 225-10条の規定は、非常総会に適用される。

③ 総会が出資の評価および特別利益の付与を承認するときは、総会は資本増加の実行を認証する。

④ 総会が現物出資の評価および特別利益の対価を削減するときは、現物出資

者、特別利益受益者またはこの目的のため適法に授権されたその受任者による明示的同意が要求される。これを欠くときは、資本増加は実現されない。

⑤ (2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第19条)《現物出資の対価として発行される資本証券は、その発行のときに即時全額払い込まれる。

⑥ 《L. 225-148条の規定が適用されないときは、その証券が規制市場における取引が認められている会社の非常総会は、会社に対し認められた現物出資でかつ資本証券または資本に対する権利を付与する有価証券を創設する当該出資に対価を付与するため、最長26ヶ月の期間内に、取締役会または執行役員に対し、その会社資本の10パーセントの範囲内で、資本増加手続を行うために必要な権利を授権することができる。取締役会または業務執行役員は、同条第3項または第4項に従い、同条第1項および第2項所定の1名または2名以上の出資検査役の報告書にもとづいて決定を行う。》

(1966年7月24日法律第66-537号第193条)

(現物出資における出資検査役の選任)

R. 225-136条 前述 L. 225-135条の参照条文

(現物出資による資本増加)

L. 225-147-1条 (2012年3月22日法律第2012-387号第8-II条)

I. 一現物出資が次のものから構成されるときは、取締役会または業務執行役会の決定により、L. 225-147条が適用されないことができる：

1° L. 228-1条所定の資本に対する権利を付与する有価証券、または出資が有効に実行された日付の前3ヶ月の期間経過内に、その通貨市場商品が1つ以上の規制市場において取引された加重平均価格により評価されていた場合において、ヨーロッパ理事会 85/611/CEE 指令および 93/6/CEE 指令ならびにヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会 2000/12/CE 指令を修正し、かつヨーロッパ理事会 93/22/CE 指令を廃止する、金融商品市場に関する2004年4月21日ヨーロッパ議会およびヨーロッパ理事会 2004/39/CE 指令4条の意味における、当該通貨市場商品；

2° 出資が有効に実行された日付の前6ヶ月内に、当該項目が L. 225-147条

に定義された要件のもとで、出資検査役により、すでに正当な価格への評価の対象となっていた場合は、本条1°所定の有価証券または通貨市場商品以外の資本項目。

Ⅱ. — 現物出資は、次の場合、取締役会または執行役会の発案によりかつその責任において、L. 225-147条第1項第2項所定の要件の下で、再評価の対象となる：

1° 本条Ⅰの1°所定の場合において、出資が有効に実行された日付における資産項目の価格を著しく変更しうる特別の事情により、当該価格が影響を受けた場合；

2° 本条Ⅰの2°所定の場合において、新しい事情が出資が有効に実行された日付における資産項目の正当な価格を著しく変更した場合。このような再評価がなされない場合には、資本を増加する決定日付において資本の5パーセント以上を表章する1人もしくは2人以上の株主またはL. 225-120条所定の要件に相当する1つの株主団体は、L. 225-147条第1項第2項所定の要件の下で、出資検査役による評価を請求する権利を有する。

Ⅲ. — 本条Ⅰの1°および2°所定の現物出資に関する情報は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる要件の下で、株主に対し通知される。

(公開交換のための資本増加手続・会計監査役の見解表明)

L. 225-148条 ① 株式が規制市場における取引を認められた会社が、その株式がヨーロッパ経済地域に関する協定の当事国または経済協力開発機構の構成国の規制市場における取引が認められている(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第51-Ⅷ条)《会社の証券についての公開交換⁽⁴²⁾》において提供された証券への対価を払うために、資本の増加手続を行う場合には、L. 225-147条の規定は適用されない。

② 資本増加は、(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第51-Ⅷ条)《L. 225-129条ないしL. 225-129-6条》所定の要件のもとで生じる。ただし、会計監査役は、発行の実現の際に配布される目論見書ならびに当該発行に続く直後

(42) offre publique d'échange

の通常総会に提出されるその報告書において、当該発行の状況および結果についての自己の意見を表明しなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第193-1条)

翻

(有価証券に付着した権利の行使により生じる資本増加)

L. 225-149条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第20条)

訳

- ① 資本に対する権利を付与する有価証券に付着した権利の行使より生じる資本増加は、L. 225-142条、L. 225-144条第2項およびL. 225-146条所定の手続に服さない。L. 225-149-2条を適用して発行された有価証券の名義人が整数株⁽⁴³⁾を請求する権利を有しないときは、端株を形成している部分⁽⁴⁴⁾は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の計算方法に従い、金銭での支払の対象となる。
- ② 資本増加は、権利の行使および必要あるときは対応する払込の事実のみで、確定的に実現される。
- ③ 現事業年度中のいつでもかつ遅くとも当該事業年度の閉鎖後の最初の会議のときまでに、取締役会または業務執行役会は、経過した事業年度中の権利の名義人のために創設された株式の数および名義額を確認し、かつ会社資本の額およびこれを構成する証券の数に関する定款条項に必要な変更をもたらす。
- ④ 業務執行役会長または執行役員は、業務執行役会または取締役会の授権において、事業年度中いつでも、かつ最大限コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の範囲内において、当該行為の手続を行うことができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第194条)

(業務執行役会長または執行役員がなしうる行為)

R. 225-132条 前述L. 225-135条の参照条文

(権利行使による資本証券の取得可能性の停止)

L. 225-149-1条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第21条)

- ① 新規の資本証券または新規の資本に対する権利を付与する有価証券の発行

(43) nombre entier

(44) fraction

の場合ならびに当該証券の発行を予定する会社の合併または分割の場合において、取締役会または業務執行役会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の最大期間の間、L. 225-149条（2004年12月9日法律第2004-1343号第78-XXVII条）《またはL. 225-178条》所定の権利行使による資本証券の付与を受ける可能性を停止することができる。

② 発行契約にこれと反対の条項がある場合を除き、取得された資本証券には、停止期間の後、有価証券に付着した権利の行使により、当該証券が発行された事業年度中分として支払われる配当金を受領する権利を与える。

（権利行使による資本証券の取得可能性の停止）

R. 225-133条 前述L. 225-135条の参照条文

（発行会社による自己証券に付着する権利の取消）

L. 225-149-2条 （2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第22条）

発行会社によりまたは新規の資本証券が発行される予定の会社により行使されまたは取得された、資本に対する権利を付与する証券に付着する権利は、当該発行会社により取り消される。

（一定の報告書および手続の履行命令）

L. 225-149-3条 （2012年3月22日法律2012-387号第20条） ①L. 225-129-2条， L. 225-131条第2項， L. 225-136条1°および2°， L. 225-138条， L. 225-142条およびL. 225-143条， L. 225-144条第3項， L. 225-145条ないしL. 225-147条， L. 225-148条第2項， L. 225-149条第3項ならびにL. 225-149-2条所定の報告書および手続は、L. 238-1条およびL. 238-6条に定義される方法に従う履行命令⁽⁴⁵⁾に根拠を与えることができる。

② L. 225-129条第1項およびL. 225-129-1条第1項， L. 225-129-2条第1項および第2項， L. 225-129-6条第1項， L. 225-130条第1項第1文および第2項， L. 225-131条第1項， L. 225-132条第2項ならびにL. 225-147条第6項に

(45) injonction de faire

違反してなされた決定は、無効とする。

③ L. 233-32条に違反してなされた決定、ならびに本条第2項で規定した条項以外の本款本1項の条項に違反してなされた決定は、取消にされることができ

④ L. 225-127条およびL. 225-128条、L. 225-132条第1項およびL. 225-135条第1項、L. 225-140条ならびにL. 225-148条第1項は、本条に服さない。

(議決権および配当請求権の停止)

L. 225-150条 (2012年3月22日法律2012-387号第17-II-8°条) 本款本項に違反して発行された株式または端株の議決権および配当請求権は、かかる状況が正規化されるまで停止される。当該停止の間に行使された議決権またはなされた配当の支払はすべて、無効とする。

L. 225-151条ないしL. 225-176条

2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-IX条により廃止された。⁽⁴⁶⁾

(46) 商法典第2編第2章第5節第4款において、同第2項《株式引受債券付社債》(L. 225-150条ないしL. 225-160条)、同第3項《株式転換社債》(L. 225-161条ないしL. 225-167条)ならびに同第4項《株式交換社債》(L. 225-168条ないしL. 225-176条)は、廃止された。同第5項、第6項、第7項および第8項は、それぞれ同第2項、第3項、第4項および第5項になった(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-IX条)。

商法典第2編第2章第5節第4款第2項第3項第4項、および同第8節第6款所定の制度にもとづき発行された、資本に対する権利を付与する有価証券もしくは債権証券の割当に対する権利を付与する有価証券は、その発行契約が2004年6月24日オルドナンス第2004-604号の施行日より以前であるときは、発行契約により定められた所持人の権利を維持することを留保し、同オルドナンスの施行より起算して、同法典第2編第2章第8節第3款〔消滅途上にある証券類型に適用される規定〕ならびに同第6款〔資本に対する権利を付与または債権証券の割当に対する権利を付与する有価証券〕により規律される(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第64-II条。2004年12月9日法律第2004-1343号第78-XXVII条により修正。JO 10 déc.)。

第2項 従業員による株式の引受および買付（2004年6月24日オルドナンス
第2004-604号51-IX条）

第1目 株式の引受または買付に関する選択権

（従業員の株式引受選択権）

L. 225-177条 ① 非常総会は、取締役会または場合により業務執行役会の報告書および会計監査役の特別報告書に基づき、当該会社の有給の従業員またはそのうちの一定の者のために株式引受選択権⁽⁴⁷⁾を付与することを取締役会または業務執行役に授権することができる。非常総会は、この授権が取締役会または業務執行会によって行使されることができる期間を定め、この期間は（2001年5月15日法律第2001-420号）《38箇月（旧規定：5年）》を超えることができない。（2001年5月15日法律第2001-420号）《ただし、新たな経済の制御に関する2001年5月15日法律第2001-420号の公布日〔5月16日官報〕以前の授権は、その期限までは有効である。》

② 取締役会または業務執行役会は選択権が付与される条件を定める。この条件には、株式の全部または一部の即時の転売を禁止する条項を含むことができるものの、ただし当該証券の保有について課される期間は選択権の行使の日から3年を超えることができない。

③ 選択権は、会社の資本が全額払込済⁽⁴⁸⁾でなかったとしても付与されまたは行使されることができる。

④ 引受価格は、会計監査役の報告書に基づく非常総会により決定された方法に従って、取締役会または業務執行会により選択権が付与される日に決定される。（2001年5月15日法律第2001-420号）《会社の株式が規制市場上での取引が認められていないとき、引受価格は、会計上の純資産状態⁽⁴⁹⁾、企業活動の収益性および予測を考慮しつつ、それぞれの場合に適した加重計算法に従い、株式の評価に関して採られている公正な方法で決定される。必要に応じてこれらの

(47) options donnant droit à la souscription d'action

(48) intégralement libéré

(49) situation nette comptable

(50) pondération

基準は連結ベースで⁽⁵¹⁾評価され、そうでなければ重要な子会社から生ずる財務上の要素を考慮して評価される。これらに該当するものがないときは、引受価格は、最新の貸借対照表にもとづき計算され、再評価される正味積極財産の総額を既存証券の数で除することで決定される。》(2006年12月30日法律第2006-1770号62-VI条により削除)《デクレは、引受価格の計算に関する条件を定める。》会社の株式が規制市場上での取引が認められており、引受価格が、当該期日に先立ち相場が成立した20日間の上場株式時価の平均の80%を下回ることができないものとし、いかなる選択権も、配当または資本の増加に関する権利を与⁽⁵²⁾える券を株式から分離した後取引所立会成立日20日以内には付与されることができない。

⑤ (2001年5月15日法律第2001-420号)《証券が規制市場上での取引の認められている会社において、選択権は次の期間付与されることができない：

《1号 連結計算書類またはそれがなければ年次計算書類が公衆に供せられた日に先立つ取引所立会成立日10日間および当該期日に続く取引所立会成立日10日間；

2号 当該会社の証券の時価に重大な影響を及ぼしうる情報が公衆に供せられた場合には、当該情報を会社の機関が認識した日からこの情報が公衆に供せられた日以後取引所立会成立日10日間を含む期間。

⑥ 《規制市場上での取引の認められていない証券の引受選択権は、この選択権を割り当てる会社の従業員またはL. 225-180条所定の会社の従業員に対してのみ付与されることができる。》

(株式引受権または買付権に関する記載事項)

R. 225-144条 ① 取締役会または場合により業務執行役員会は、L. 225-177条所定の報告書において株式の引受または買付の選択権を与える理由ならびに引受または買付⁽⁵³⁾価格を確定するために提示される方法を表示する。選択権を取得することになる⁽⁵³⁾受益者の氏名および当該選択権の対象となる株式数は明示されることができない。

(51) base consolidée

(52) coupon

(53) éventuels

② 会計監査役は、同条所定の報告書において、引受または買付の価格の決定のために提示される方法に関して、自己の意見を記述する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-19条)

(株式引受権または買付権に対する適用条文)

R. 225-137条 L. 225-181条に従って、株式の引受または買付に関する選択権の受益者の利益を保護するためのL. 228-99条第3号の規定の適用については、⁽⁵⁴⁾本第2項の規定のほか、R. 228-91条が適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-8条)

(株式数の調整)

R. 225-138条 株式の引受または買付に関する選択権がある場合、規制市場上で取引が認められている株式の買付を行う会社は、買付の価格が株式相場よりも高いとき、これらの証券が取得できる株式数の調整を行う。

② この調整は、株式のおよそ100分の1毎に、買付の実施後に選択権を行使した場合に得られている株価が、当該買付実施前に選択権を行使した場合に得られた株価と同一であることを保証する。⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾

③ このために、一方では、買戻し価格と少なくとも当該買戻しに先行して(2007年5月9日デクレ第2007-750号34条)《相場が成立した最新の3日間の時価の》⁽⁵⁷⁾加重平均または買戻し選択権との差に、⁽⁵⁸⁾買い戻された資本のパーセンテージを乗じた積と、また他方では、この平均額との間の均衡を考慮しながら、株式の引受または買付に関する新しい権利が計算される。⁽⁶⁰⁾継続的に生じうる不確定の調整は、⁽⁶¹⁾前項所定のように端数を切り捨てた直前の平価から行われる。

④ 取締役会または業務執行役会は、次の年次報告書において、調整に関する計算の要素および結果を説明する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-9-A条)

(準備金等の組み入れおよび株式の無償交付による増資の場合における引受または買付価格の調整)

(54) sous-section

(55) opération

(56) prix de rachat

(57) moyenne pondérée

(58) faculté de rachat

(59) pourcentage du capital racheté

(60) calculés

(61) éventuels ajustements successifs

R. 225-139条 R. 228-91条第1項の規定を妨げることなく、会社が準備金、利益または発行プレミアムの組入⁽⁶²⁾および株式の無償交付⁽⁶³⁾による資本の増加手続を行うときは、増資前に定められた選択権の対象となる株式の引受または買付の価格は、この価格に旧株式数ならびに旧株式および新株式の総数との比率を乗じた積により、調整される；この均衡を確定するために、新旧株式に複数の種類がある場合には、その存在が考慮される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-10条)

(株式数の調整)

R. 225-140条 R. 225-138条、R. 225-139条およびR. 228-91条所定のすべての場合において、引受または買付の価格の総額が一定となるように、選択権の対象となる株式の数の調整手続が行われる。ただし、調整された株式数は整数となるまで切り上げられる。⁽⁶⁴⁾

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-13条)

(引受価格の調整の下限)

R. 225-141条 引受価格の調整は、当該引受価格を株式の名義額未満とする効果を有することができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-15条)

(損失を理由とする減資の場合における引受または買付価格の調整)

R. 225-142条 ① 損失を理由とする資本の減少の場合において、この減資⁽⁶⁵⁾の前に定められた選択権の対象とされる株式の引受価格または買付価格は、この価格に旧株式数と減資後も存続する株式数の比率を乗じた積を考慮して、調整される。；この比率を確定するために、新旧株式に複数の種類がある場合には、その存在が考慮される。

② 引受または買付の価格の総額が一定となるように、提供された株式の数の調整が行われる。ただし、調整された株式数は整数となるまで切り上げられる。

③ 株式数の変更のない資本減少の場合には、調整を行う必要はない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-16条)

(未行使の選択権の上限総額)

R. 225-143条 R. 225-137条ないしR. 225-142条所定の調整の結果にかかわらず、付与された未行使の選択権の総額は、会社資本の3分の1を超える株式数を

(62) incorporation

(63) distribution d'actions gratuites

(64) unité supérieure

(65) opération

引き受ける権利を与えることができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-17条)

フ
ラ
ン
ス
会
社
法
(七)

(選択権行使による株主の株式引受権の放棄および増資手続)

L. 225-178条 ① 非常総会により与えられる授権は、選択権の受益者のために、当該選択権の行使に応じて発行される株式の引受に関する自らの優先権の株主による明示的放棄をもたらす。

② 当該選択権の行使によりもたらされる資本の増加は、L. 225-142条、L. 225-144条第2項およびL. 225-146条所定の手続を要しない。当該資本の増加は、引受申込証および引受相当金額についての金銭の払込または債権との相殺による払込を伴った選択権行使の意思表示という事実のみによって確定的に実現される。

③ (2008年8月4日法律第2008-776号第57-IV条)《各事業年度終結後最初の招集の際に、取締役会または場合により業務執行役員は、必要があれば、当該事業年度期間中に選択権の行使の結果発行された株式の数および額を確認し、会社の資本金額およびこれを表章する株式数に関する定款の条項に必要な変更を行う。事業年度終了の翌月内、取締役会は、執行役員に、または、執行役員の同意に基づき1人または2人以上の担当執行役員に前項所定の手続を行う権限を委譲することができる。同じ目的で、業務執行役員は業務執行役会長に、または、業務執行役会長の同意に基づき1人または2人以上の業務執行役員構成員に、同様の権限を委譲することができる。取締役会または業務執行役会もしくは委譲を受けた者は、また、経過中の事業年度内はいつでも、これらの手続を行うことができる。》

(1966年7月24日法律第66-537号第208-2条)

(株式引受権行使による増資手続)

R. 225-145条 ① 株式引受選択権の行使により必要となる会社資本の増加は、⁽⁶⁶⁾R. 225-120条所定の通知書および⁽⁶⁷⁾R. 225-124条所定の告知書の公告も、また⁽⁶⁸⁾R. 225-128条第6号および第7号所定の記載事項が引受申込証に記載されることも

(66) avis

(67) notice

(68) bulletins de souscription

なく、実行される。R. 225-129条およびR. 225-135条は、適用されえない。

② L. 225-178条の適用により生じる定款の変更は、R. 210-9条所定の条件において1月の期間内に公示される。同一の期間内に、定款の変更は商事裁判所書記課に申告され、かつR. 123-99条に従い公示される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第174-21条)

(従業員の株式買付選択権)

L. 225-179条 ① 非常総会は、当該会社の有給の従業員またはそのうちの一定の者のために、選択権の付与に先立ちL. 225-208条またはL. 225-209条所定の条件に基づき会社自体により行われた買戻しより生ずる株式買付選択権⁽⁶⁹⁾を与えることを取締役会または場合により業務執行役員に授権することができる。(2001年5月15日法律第2001-420号)《非常総会は、この授権が取締役会または業務執行役員により行使されることが出来る期間を定め、この期間は、38箇月を超えることができない。ただし、新たな経済の制御に関する2001年5月15日法律第2001-420号の公布日〔5月16日官報〕以前の授権は、その期限まで有効である。》

② この場合には、(2001年5月15日法律第2001-420号) L. 225-177条《第2項および第4項ないし第7項》の規定が適用されうる。加えて、当該選択権が付与される日の株式の価格は、L. 225-208条およびL. 225-209条の名目で会社により保有される株式の平均買付価格の80%を下回ることができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第208-3条)

③ (2001年5月15日法律第2001-420号)《規制市場上での取引の認められていない証券の買付選択権は、当該選択権を割り当てる会社の従業員またはL. 225-180条1号所定の会社の従業員に対してのみ承認されることが出来る。》

(親子会社等の従業員の引受または買付選択権)

L. 225-180条 I - 選択権は、上記L. 225-177条ないしL. 225-179条と同じ条件において、次の者のために承認されることが出来る：

1号 あるいは選択権を付与する会社により直接または間接に10%以上の資本

(69) options donnant droit à l'achat d'action

(70) au titre de

または議決権が保有されている会社または経済利益団体の有給の従業員のため；
2号 あるいは選択権を付与する会社の10%以上の資本または議決権を直接または間接に保有する会社または経済利益団体の有給の従業員のため；

3号 あるいは選択権を付与する会社の資本の50%以上を直接または間接に自ら保有する会社によって、直接または間接に50%以上の資本または議決権が保有されている会社もしくは経済利益団体の有給の従業員のため。

II- 直接または間接に多数決により支配しており選択権を付与する会社通常総会は、L. 225-184条所定の条件にもとづき報知される。

(1966年7月24日法律第66-537号第208-4条)

旧III項は、2006年12月30日法律第2006-1770号第40-I条により廃止

(2006年12月30日法律第2006-1770号第40-I条)《III- 選択権はまた、金融に関する単一の中央機関⁽⁷¹⁾、複数の中央機関または金融機関もしくは通貨金融法典L. 511-30条ないしL. 511-32条の意味でそれらに系列化されている(2013年6月27日オールドナンス第2013-544号第7-2°条, 2014年1月1日施行)《融資会社》⁽⁷²⁾により直接または間接に、その1つによりまたは共同して支配されている企業によって、上述の会社の従業員に対して、ならびにかかる単一の中央機関、複数の中央機関もしくは金融機関または系列化された(2013年6月27日オールドナンス第2013-544号第7-2°条, 2014年1月1日施行)《会社》により直接または間接に、その1つによりまたは共同してその資本の50%以上が保有されている企業体の従業員に対しても、L. 225-177条ないしL. 225-179条と同じ条件の下に、付与されることができる。》

(選択権の受益者の保護)

L. 225-181条 ① 株式の引受または買付について確定された価格は、選択期間中変更されることができない。(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第51-X条により削除)《ただし、会社がL. 225-161条第5項および第6項、L. 225-162条第1項および第3項所定の行為を行うとき、取締役会または業務執行役会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められている条件に

(71) organe central

(72) sociétés de financement

もとづき、選択権の受益者に付与された選択権を構成する株式の数および価額を調整して当該行為の影響を考慮して実行しなければならない。》

(1966年7月24日法律第66-537号第208-5条)

② (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-X条)《しかしながら、資本の償還または減少、利益の配分の変更、株式の無償割当、準備金、利益または発行割増金の資本への組み入れ、準備金の分配もしくは資本証券または株主に対して留保されている引受権を含む資本証券の割当権付証券のあらゆる発行を行うときには、会社は、L. 228-99条所定の条件にもとづき、選択権の受益者の利益の保護に必要な措置をとらなければならない。》

[参照条文] R. 225-140条ないし R. 225-145条 (前述 L. 225-177条の参照条文および前述 L. 225-178条の参照条文)

(選択権の付与に対する制限)

L. 225-182条 ① 付与されたが未行使の選択権の総数は、コンセイユ・デタの議を経たアクレにより決定された会社資本の割合⁽⁷⁵⁾を超える株式数を引き受ける権利を与えることができない。

② 会社資本の10%以上を保有する従業員または会社受任者に対しては、選択権を付与することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第208-6条)

(選択権の行使期間およびその譲渡の禁止)

L. 225-183条 ① 非常総会は、当該選択権が行使されなければならない期間を定める。

② 承認された選択権から生ずる権利は、当該選択権が行使されるまで譲渡することができない。

③ 受益者が死亡した場合には、死亡の日から6箇月の期間内に、その相続人

(73) modification de la répartition des bénéfices

(74) attribution gratuite d'actions

(75) fraction

は当該選択権を行使することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第208-7条)

(特別報告書の記載事項)

L. 225-184条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 特別報告書は、毎年、通常総会に対して、L. 225-177条ないしL. 225-186条所定の規定に従い、行われた取引を報知する。

② 当該報告書は、次の事項をも含む：

－ 当該年度の間、当該会社において実行された委任および職務にもとづき、当該会社によって、かつL. 225-180条所定の条件において当該会社に拘束される受任者によって、当該各受任者に対して付与された株式の引受または買付に関する選択権の数、払込期日および価格；

－ 当該1年間に、各受任者が当該会社において実行する委任および職務にもとづき、L. 233-16条の意味で支配されている会社によって、当該各受任者に付与された株式の引受または買付に関する選択権の数、払込期日および価格；

－ 当該年度の間、前二項所定の会社について保有される1つまたは2つ以上の選択権を行使することで、当該会社の会社受任者により引き受けられまたは買い付けられた株式の数および価格。

③ 当該報告書はまた、次の事項を表示する：

－ 当該1年間に、当該会社およびL. 225-180条所定の条件にもとづき当該会社に結合されている会社または団体によって、付与された選択権の数が最多である会社受任者でない10人の会社の従業員それぞれに対して付与された株式の引受または買付に関する選択権の数、価格および払込期日；

－ 当該1年間に、前項所定の会社について保有される1つまたは2つ以上の選択権を行使することで、買い付けられまたは引き受けられた株式数が最多である会社受任者でない10人の会社の従業員それぞれにより、引き受けられまたは買い付けられた株式の数および価格。

④ (2008年12月3日法律第2008-1258号第22-Ⅲ条) 《当該報告書はまた、当該1年間に、前項所定の会社によって、受益者たるすべての従業員に対して付与された株式の引受または買付に関する選択権の数、価格および払込期日な

らびに受益者たるすべての従業員の数および当該受益者の種類の間で付与された選択権⁽⁷⁶⁾の配分を表示する。》

(株式引受選択権の承認期間および割当)

L. 225-185条 ① 株式引受選択権は、従業員とともに会社の設立に参加する自然人たる会社受任者に対して、会社の登記の日から起算して2年間付与されること⁽⁷⁶⁾ができる。

② かかる選択権はまた、会社の設立を確保するために議決権の過半数を従業員とともに取得する当該会社の自然人たる会社受任者に対して、買戻しのときから起算して2年間付与されること⁽⁷⁶⁾ができる。

旧③ 2001年5月15日法律第2001-420号により廃止

③ 選択権の割り当ての場合、会社の設立後または会社の従業員もしくは会社受任者により会社の資本の過半数の買戻しの後2年間、L. 225-182条の最終項⁽⁷⁷⁾所定の最高値は、資本の3分の1とされる。

④ (2001年5月15日法律第2001-420号)《株式発行会社の取締役会長、執行役員、担当執行役員、業務執行役会構成員または業務執行者は、L. 225-177条ないしL. 225-184条(2008年12月3日法律第2008-1258号)《およびL. 225-186-1条》所定の条件のもとで、当該会社により、株式の引受または買付に関する選択権を割り当てられる。》(2006年12月30日法律第2006-1770号第62-I条)《ただし、これらの規定にかかわらず、取締役会または場合により業務監査役会は、当該選択権は当該利害関係人によりあるいはその職務の終任前に行使されることができないと決定するか、あるいはその職務の終任まで記名式で保持する義務を負う選択権の行使の結果生ずる株式の数を定める。これに関連する情報⁽⁷⁸⁾は、L. 225-102-1条所定の報告書において公開される。》

⑤ 《当該会社の株式が規制市場上での取引を認められているという留保の下で、当該利害関係人はまた、L. 225-180条所定の条件にもとづき結合されてい

(76) フランス固有の数え方によれば本項は第9項となるが、本篇では日本法における表記の方法に従い、第4項と表示している。

(77) 会社資本の10%未満。

(78) information correspondante

る会社の株式の引受または買付の選択権を（2006年12月30日法律第2006-1770号第62-I条）《同一の条件の下に》割り当てられる。》

（1966年7月24日法律第66-537号第208-8-1条）

（投資証券等への適用）

L. 225-186条（2001年5月15日法律第2001-420号） L. 225-177条ないし L. 225-185条は、投資証券⁽⁷⁹⁾、投資組合証券⁽⁸⁰⁾および社員組合証券⁽⁸¹⁾に適用される。

（引受または買付選択権を割り当てる条件）

L. 225-186-1条（2008年12月3日法律第2008-1258号第22-II条）

- ① その証券が規制市場上での取引を認められている会社において、株式の引受または買付に対する権利を付与する選択権は、当該選択権が割り当てられるその事業年度の名目で、当該会社が次の条件のうち1つ以上を満たす場合においてのみ、L. 225-185条第4項所定の者に対して割り当てられることができる：
- 1号 L. 225-177条ないし L. 225-186条所定の条件において、当該会社が、そのすべての従業員および L. 210-3条の適用下にあり、かつ L. 233-1条の意味における当該会社の子会社における従業員全体のうち90%以上のために、選択権の割当を行う；
- 2号 L. 225-197-1条ないし L. 225-197-5条所定の条件において、当該会社は、そのすべての従業員および L. 210-3条の適用下にあり、かつ L. 233-1条の意味における当該会社の子会社における従業員全体のうち90%以上のために、株式の無償割当を行う；
- 3号 労働法典 L. 3312-2条の意味における利益参加⁽⁸²⁾に関する協定、同法典 L. 3324-2条の意味における違法な労働者参加⁽⁸³⁾に関する協定または同法典 L. 3323-6条の意味における任意の労働者参加⁽⁸⁴⁾に関する協定は、当該会社の内部におい

(79) certificats d'investissement

(80) certificats coopératifs d'investissement

(81) certificats coopératifs d'associés

(82) accord d'intéressement

(83) participation dérogatoire

(84) participation volontaire

て、かつ本法典 L. 210-3条の適用下にあり、かつ L. 233-1条の意味における当該会社の子会社における従業員全体のうち90%以上のために、有効となる。当該会社または前述の子会社において、協定が有効であり、または前事業年度の名目で有効であった場合、労働所得のための2008年12月3日法律第2008-1258号の公布日 [12月4日官報]⁽⁸⁵⁾以後に総会により授権された最初の割当は、当該会社が協定または付加文書により各合意の計算方法を変更する場合または労働法典 L. 3314-10条の意味における共同利益参加⁽⁸⁶⁾の手当てもしくは同法典 L. 3324-9条の意味における労働者参加に関する特別準備金⁽⁸⁷⁾の手当てを支払う場合を除き、生じることができない。

[参照条文] R. 225-137条ないし R. 225-145条（前述L. 225-177条の参照条文および前述 L. 225-178条の参照条文）

第2目 従業員に割り当てられた株式の発行および市場における買付

L. 225-187条 2001年2月19日法律第2001-152号第29-I-4°条により廃止

（適用期間）

L. 225-187-1条 （2001年2月19日法律第2001-152号第29-I-5°条）

L. 225-192条ないし L. 225-194条および L. 225-197条は、給与からの積立に関する2001年2月19日法律第2001-152号の公布日 [2月20日官報]以前の条文において、同公布日から5年の期間が満了するまで、適用される。

L. 225-188条ないし L. 225-197条 2001年2月19日法律第2001-152号第29-I-4°条により廃止

(85) avenant

(86) intéressement collectif

(87) supplément

第3目 株式の無償割当

(2004年12月30日法律第2001-1484号第83-1条)

(株式の無償割当の授権)

L. 225-197-1条 (2006年12月30日法律第2006-1770号第39-1条)

《I- ① 非常総会は、取締役会報告書または場合により業務執行役員報告書および会計監査役の特別報告書に基づき、会社の有給の従業員またはそのうちの一定の範疇の者のために、既存の株式の無償割当を行い、または新株を発行することを、取締役会または業務執行役員に授権することができる。》

② 《非常総会は、第1項で定められている条件の下で割り当てられることができる会社資本に対する最大割合を定める。無償で割り当てられる株式の総数は、取締役会または業務執行役員による当該割当の決定日における会社資本の10%を超えることができない。(2014年3月29日法律第2014-384号第9-1°条)

《株式の無償割当が当該会社の有給の従業員全体の利益となるときは、この割合は最大30%とされる。各従業員に配分される株式数の差は、1対5の比率を超えることができない。》(2012年3月22日法律第2012-387号第14条) 《証券が規制市場上での取引の認められていない会社または多国間取引システム⁽⁸⁸⁾での取引が認められておらず、かつ会社の事業年度終結時において、零細および中小企業の定義に関する2003年5月6日欧州委員会勧告EC2003/361号附則2条所定の中小企業と定義される範囲を超えない会社において、定款は(2014年3月29日法律第2014-384号第9-2°条) 《もっぱら会社の有給の従業員の一定の範疇に対してのみ株式の無償割当がなされる場合には、》より高い割合を定めることができるものの、取締役会または業務執行役員による株式の割当の決定日における会社資本の15%を超えることができない。》(2014年3月29日法律第2014-384号第9-3°条) 《株式の無償割当が当該会社の有給の従業員全体の利益となるときは、この割合は最大30%とされる。各従業員に配分される株式数の差は、1対5の比率を超えることができない。》

③ (2006年12月30日法律第2006-1770号第39-1条) 《非常総会はまた、この

(88) système multilatéral de négociations

授權が取締役会または業務執行役会により行使される期間をも定める。この期間は38箇月を超えることができない。

④ 割当が発行すべき株式⁽⁸⁹⁾により行われるときは、非常総会により与えられた授權は、無償で割り当てられる株式の受益者のために、株主自らの引受に関する優先権の放棄を当然にもたらず。

⑤ 受益者への株式の割当は、取得期間の最終日に確定され、2年を下回ることができない当該最短取得期間は非常総会により決定される。ただし、社会保障法典 L. 341-4条所定の第2種または第3種の等級⁽⁹⁰⁾に対応する受益者の廃失の場合には、総会は、取得期間の最終日以前に、株式の確定的な割当を定めることができる。

⑥ 《非常総会はまた、受益者による株式の保有義務に関する最短期間をも確定する。この期間は株式の確定的な割当日から起算され、2年を下回ることができない。ただし、当該株式は、社会保障法典の上記範疇の等級に対応する受益者の廃失の場合には、自由に譲渡することができる。

⑦ 《非常総会が割り当てられた株式の全部または一部に対する第5項所定の取得期間について4年以上の期間を採用したときは、非常総会は、第6項所定の当該株式の保有義務の期間を短縮し、または廃止することができる。

⑧ 証券が規制市場上での取引の認められている会社においては、保有義務期間経過後、次の期間中当該株式は譲渡することができない：

《1号 連結計算書類またはそれがなければ年次計算書類が公衆に供せられた日に先立つ取引所立会成立日10日間、および当該期日に続く取引所立会成立日3日間；

《2号 当該会社の証券の時価に重大な影響を及ぼしうる情報が公衆に供せられた場合には、当該情報を会社の機関が認識した日からこの情報が公衆に供せられた日以後取引所立会成立日10日間を含む期間。

⑨ 《取締役会または場合により業務執行役会は、第1項所定の株式の割当に関する受益者の同一性⁽⁹¹⁾を決定する。取締役会または業務執行役会は、株式の割

(89) action à émettre

(90) invalidité

(91) identité

当の条件および必要があればその基準を決定する。》

II - ① 株式発行会社の取締役会長、執行役員、担当執行役員、業務執行役会構成員または業務執行者は、有給の従業員と同一の条件で、(2008年12月3日法律第2008-1258号第22-IV条)《かつL. 225-197-6条所定の条件を遵守して》当該会社の株式を割り当てられる。

② これらの者はまた、関連会社の株式が規制市場上での取引が認められているならば、L. 225-197-2条所定の条件で、(2008年12月3日法律第2008-1258号第22-IV条)《かつL. 225-197-6条所定の条件を遵守して》、関連会社の株式をも割り当てられる。

③ 各々10%以上の会社資本を保有する従業員および会社受任者に対して、株式は割り当てられることができない。株式の無償割当は、従業員および会社受任者が各々10%以上の会社資本を保有するという効果をもたらすこともできない。

④ (2006年12月30日法律第2006-1770号第62-II条)《前記の規定にかかわらず、株式発行会社の取締役会長、執行役員、担当執行役員、業務執行役会構成員または業務執行者に対して上述のように割り当てられる株式について、取締役会または場合により業務監査役会は、当該株式は当該利害関係人によりあるいはその職務の終任前には譲渡されることができないと決定するか、あるいはその職務の終任まで記名式で保持する義務を負う当該株式数を定める。これに関連する情報は、L. 225-102-1条所定の報告書において公表される。》

(2006年12月30日法律第2006-1770号第39-I条)《III - ① 本条I所定の取得期間または保有期間中に施行されている規則に従って実行された合併または分割行為から生ずる株式の差額清算のない交換の場合には、本条の規定、とくに上述の期間は、交換の期日以後の経過期間中、交換により与えられた引受権および株式に適用される。保有期間中に生じた施工中の規則に従って実行された株式の公開交換⁽⁹²⁾、分散⁽⁹³⁾または再編⁽⁹⁴⁾から生ずる交換についても同様である。

② 《積極財産が資本証券のみで構成され、もしくは当該会社またはL. 225-

(92) échange résultant d'une opération d'offre publique

(93) division

(94) regroupement

197-2条の意味で当該会社に結合されている会社により発行される資本に到達し⁽⁹⁵⁾うる会社または共同投資基金⁽⁹⁶⁾への出資の場合、I所定の保有義務は、出資の期日までの残余期間中、出資の反対給付により与えられる株式または持分に適用される。》

(株式の割当を受ける対象)

L. 225-197-2条 I - ① 株式は、以下の者のために、L. 225-197-1条所定のものと同一の条件で割り当てられることができる：

1号 あるいは株式を割り当てる会社により直接または間接に10%以上の資本または議決権が保有されている会社もしくは経済利益団体の有給の従業員のため；

2号 あるいは株式を割り当てる会社の10%以上の資本または議決権を直接または間接に保有する会社もしくは経済利益団体の有給の従業員のため；

3号 あるいは株式を割り当てる会社の資本の50%以上を直接または間接に自ら保有している単体の会社によって、直接または間接に50%以上の資本または議決権が保有されている会社もしくは経済利益団体の有給の従業員のため。

② 規制市場上での取引が認められていない株式は、当該割当または1号所定の割当を行う会社の従業員に対してのみ、上記の条件において割り当てられることができる。

(2006年12月30日法律第2006-1770号第40-II条)《II - 株式はまた、金融に関する単一の中央機関、複数の中央機関または金融機関もしくは通貨金融法典L. 511-30条ないしL. 511-32条の意味でそれらに系列化されている(2013年6月27日オールドナンス第2013-544号第7-3°条, 2014年1月1日施行)《融資会社》により直接または間接に、その1つによりまたは共同して支配されている企業によって、上述の会社の従業員ならびにかかる単一の中央機関、複数の中央機関》(2013年6月27日オールドナンス第2013-544号第7-3°条, 2014年1月1日施行)《、金融機関または金融会社》により直接または間接に、その1つによりまたは共同してその資本の50%以上が保有されている企業体の従業員に対し

(95) donnant accès au capital émis

(96) fonds commun de placement

ても、L. 225-197-1条所定の条件と同じ条件で割り当てられることもできる。》

フ
ラ
ン
ス
会
社
法
(七)

(権利の譲渡)

L. 225-197-3条 ① 株式の無償割当の結果生ずる権利は、取得期日まで譲渡することができない。

② 受益者が死亡した場合、その相続人は、死亡の日から起算して6箇月の期間内に株式の割当を請求することができる。(2006年12月30日法律第2006-1770号第39-I条)《この株式は、自由に譲渡することができる。》

(株式の無償割当に関する特別報告書の記載事項)

L. 225-197-4条 ① 特別報告書は、毎年、L. 225-197-1条ないしL. 225-197-3条所定の規定に従い実行される行為を通常総会に報知する。

② この報告書はまた、次の事項を含む：

－ 当該年度の間、その会社において実行されている委任および職務にもとづき、当該会社またはL. 225-197-2条所定の条件において当該会社に結合されている会社により、当該各受任者に対して無償で割り当てられた株式の数および価格；

－ 当該会社において実行している委任および職務にもとづき、L. 233-16条の意味で支配されている会社により、当該各受任者に対して無償で割り当てられた株式の数および価格。

③ この報告書はまた、当該年度の間、当該会社によりおよびL. 225-197-2条所定の条件において当該会社に結合されている複数の会社または集団によって、無償で割り当てられる株式の数が最大である会社受任者でない従業員10名のそれぞれに無償で割り当てられた株式の数および価格を示す。

④ (2008年12月3日法律第2008-1258号第22-VI条)《この報告書はまた、当該年度の間、前項所定の会社によって受益者たるすべての従業員に対して無償で割り当てられた株式の数および価格、ならびに受益者たるすべての従業員の数、および当該受益者の種類の間で割り当てられた株式の配分を示す。》

(親会社への報知)

L. 225-197-5条 株式を無償で割り当てる会社を、直接または間接に、多数決により支配している会社の通常総会は、L. 225-197-4条所定の条件に従って報知される。

(株式を割り当てる条件)

L. 225-197-6条 (2008年12月3日法律第2008-1258号第22-V条) その証券が規制市場上での取引の認められている会社において、L. 225-197-1条Ⅱ第1項および第2項の枠組みの中で、株式は、株式が割り当てられる事業年度という名目で、当該会社が次の条件のうち1つ以上を満たす場合においてのみ、割り当てられることができる：

1号 会社は、L. 225-197-1条ないし225-197-5条所定の条件にもとづき、当該会社のすべての従業員およびL. 210-3条の適用下にあるかつL. 233-1条の意味における当該会社の子会社の従業員全体のうち90%以上の者のために、株式の無償割当を行う；

2号 L. 225-177条ないしL. 225-186条所定の条件において、当該会社は、そのすべての従業員およびL. 210-3条の適用下にある、かつL. 233-1条の意味における当該会社の子会社における従業員全体のうち90%以上のために、選択権の割当を行う；

3号 労働法典L. 3312-2条の意味における利益参加に関する協定、同法典L. 3324-2条の意味における違法な労働者参加に関する協定または同法典L. 3323-6条の意味における任意の労働者参加に関する協定は、当該会社の内部において、かつ本法典L. 210-3条の適用下にある、かつL. 233-1条の意味における当該会社の子会社における従業員全体のうち90%以上のために、有効となる。当該会社または前述の子会社において、協定が有効であり、または前事業年度の名目で有効であった場合、労働所得のための2008年12月3日法律第2008-1258号の公布日〔12月4日官報〕以後に総会により授權された最初の割当は、当該会社が協定または付加文書により各合意の計算方法を変更する場合もしくは労働法典L. 3314-10条の意味における共同利益参加の手当てまたは同法典L. 3324-9条の意味における労働者参加に関する特別準備金の手当てを支払う場合

を除き、行われることができない。

第3項 資本の償却 (2004年6月24日オルドナンス第2004—604号第51—IX条)

(資本の償却・享益株)

L. 225-198条 ① 資本の償却は、定款の規定または非常総会の決議により、かつ L. 232-11条の意味における分配可能金額をもって行われる。この償却は、同種の各株式について平等の償還方法によってのみ行われることができるが、資本の減少をもたらさない。

② 全額償却された株式は、享益株と称される。

(1966年7月24日法律第66-537号第209条)

(償却株の権利)

L. 225-199条 その全額または一部が償却された株式は、償却額を限度として、L. 232-19条所定の基本配当請求権および名義額償還請求権⁽⁹⁷⁾を失う。当該株式は、それ以外の他のすべての権利を維持する。

(1966年7月24日法律第66-537号第210条)

(資本株への転換)

L. 225-200条 ① 資本が、あるいは資本株および全部または一部の償却された株式に分割されているか、あるいは不均等に償却された株式に分割されているときは、株主総会は、定款変更に必要な条件の下において、全部または一部が償却された株式の資本株への転換を決議することができる。

② このために、株主総会は、その一部が償却された株式のために、基本配当または当該株式が権利を与えることのできる定款所定の利息を支払った後に、当該株式に帰属する1または2以上の事業年度の会社利益の一部について、転換すべき株式の償却済の額を限度として強制的控除が行われることを、あらかじめ定める。

(97) droit au premier dividende

(1966年7月24日法律第66-537号第211条)

(準備金勘定への記載)

R. 225-146条 ① L. 225-200条第2項の適用による会社利益からの控除額は、準備金勘定に記載される。

② L. 225-201条を適用して、株主により払い込まれた額も同様とする。

③ 株式が不均等に償却されているときは、均等に償却された株式の種類毎に準備金勘定が開設される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第175条)

(資本株への転換)

R. 225-147条 R. 225-146条第1項所定の準備金勘定の額が株式の償却額または対応する種類株式の償却額に等しいときは、償却された株式の資本株への転換がなされ、かつ会社の定款はL. 225-203条の規定に従って変更される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第176条)

(償却額の払込)

L. 225-201条 株主は、同一の条件において、必要あるときは経過中の事業年度の経過期間および場合によっては前事業年度に対する基本配当または定款所定の利息が加算されたその株式の償却額を会社に払い込むことを、許可されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第212条)

[参照条文] R. 225-146条 (前述L. 225-200条の参照条文)

(転換に伴う定款変更)

R. 225-148条 償却された株式の資本株への転換がL. 225-201条所定の条件にもとづいて行われたときは、遅くとも各事業年度末に、その事業年度中に行われた株式の転換に対応する定款変更の手続を行わなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第177条)

(償却株の権利内容)

R. 225-149条 ① その全部または一部が償却されかつ資本株への転換が決議された株式は、各事業年度毎に、当該転換の実行まで、R. 225-146条第1項所定の準備金勘定の前事業年度末における額に基づき算定された基本配当またはこれに代わる利息に属する権利を有する。

② さらに、その一部が償却された株式は、当該株式の償却されていない額にもとづいて算定された基本配当またはこれに代わる利息を継続して享受する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第178条)

(特種株主総会による追認)

L. 225-202条 L. 225-200条および L. 225-201条所定の決議は、同一の権利を有する各種類の株主の特種総会の追認に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第213条)

(取締役会または業務執行役会による定款の変更)

L. 225-203条 取締役会または場合により業務執行役会は、定款の変更が L. 225-200条および L. 225-201条所定の行為による事実上の結果に実質的に対応する範囲内において、定款条項に必要な変更を加える。

(1966年7月24日法律第66-537号第214条)

[参照条文] R. 225-147条 (前述 L. 225-200条の参照条文)

第4項 資本の減少 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-IX条)

(資本減少の手続)

L. 225-204条 ① 資本の減少は、非常総会により授権または決議され、この非常総会は、取締役会または場合により業務執行役会に対して、資本の減少を実施するためのすべての権限を委譲することができる。いかなる場合においても、資本の減少は株主の平等を害することができない。

② 当該行為に関する会計監査役により作成された報告書は、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた期間内に会社の株主に対して報知される。総会は、資本の減少の理由および条件に関する自己の意見を報告する会計監査役の報告書にもとづき、決定を下す。

③ (2012年3月22日法律第2012-387号第17-II-9°条)《取締役会または場合により業務執行役会が総会の委譲にもとづき行為を行うとき、商業及び会社登
224(698) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

記簿での公示に服する議事録を作製し、関連する定款の変更を行う。》

(1966年7月24日法律第66-537号第215条)

(会計監査役の報告書)

R. 225-150条 L. 225-204条またはL. 225-209条の適用により、当該行為に関する決定を下すために必要な通常総会の開催前少なくとも15日前に、会社は、R. 225-88条およびR. 225-89条所定の条件の下に、当該行為に関する会計監査役の報告書を株主に送付し、または株主の措置に委ねる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第179条)

(債権者の異議)

L. 225-205条 総会が損失を理由としない資本減少の議案を承認するときは、社債権者団体の代表者および当該債権が当該決議に関する議事録の裁判所書記課に対する付託⁽⁹⁸⁾の日より以前から存する債権者は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内に当該減少に対し異議を申し立てることができる。

② 裁判所による決定は、当該異議を却下し、または債権の弁済、あるいは当該会社が申し立てかつ相当と認められるとき担保の設定を命令する。

③ 資本減少の実行は、当該異議の期間中、および場合により第一審においてこの異議に関する決定が下される前には、着手することができない。

④ 第一審の裁判官が当該異議を認めるときは、資本減少の手続は、応分の担保の設定または債権の弁済まで、ただちに中断される。当該裁判官が異議を認めないときは、減少の手続に着手することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第216条)

(債権者の異議申立期間)

R. 225-152条 ① L. 225-205条第1項を適用するために、資本減少に対する債権者の異議申立期間は、資本減少を決定し、または授權した総会決議に関する議事録の裁判所書記課に対する付託の日から起算して20日間とする。

② 前項の異議は、商事裁判所に対して申し立てられる。

(98) dépôt

(1967年3月23日デクレ第67-236号第180条)

フランス
会社法
(七)

第5項 会社による自己株式の引受、買付または質権の設定 (2004年6月24日
オルドナンス第2004-604号第51-IX条)

(自己株式の引受および買付)

L. 225-206条 I - ① 会社による自己株式の引受は、あるいは直接的であると、あるいは会社の計算で自己の名において行為をする者によるとを問わず、禁止される。

② 発起人、または資本の増加の場合においては取締役会構成員または場合により業務執行役会構成員は、L. 225-251条およびL. 225-256条第1項所定の条件に従い、第1項に違反して会社により引き受けられた株式の払込をしなければならない。

③ 会社の計算で自己の名において行為をする者により株式が引き受けられたときは、この者は、発起人、または場合により取締役会構成員または業務執行役会構成員と連帯して株式の払込をしなければならない。さらに、この者は、自己の計算で当該株式を引き受けたものとみなされる。

II - ① 会社による自己株式の買付は、L. 225-207条ないしL. 225-217条所定の条件および方式の下で授権される。

② 会社の計算で行為をする者による株式の買付は、投資サービス業従事者または金融活動の現代化に関する1996年7月2日法律第96-597号第43条の条件の下に行動する規制市場の構成員を除き、禁止される。

(1966年7月24日法律第66-537号第217条)

(買付消却の申込)

R. 225-153条 ① 会社が株式を消却しかつ適正な限度まで会社資本を減少するために自己株式の買付手続を行うことを決定したときは、会社はすべての株主に対して買付の申込をしなければならない。

② このために、買付の通知書が会社住所の県における法定公告受理資格のある新聞紙に、加えて(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-XII条)《会社の株式が規制市場上での取引の認められている場合》またはすべての株式が記名式で

ない場合には、義務的法定公告官報にも掲載される。

③ しかしながら、会社のすべての株式が記名式である場合には、前項所定の掲載は、各株主に対して書留郵便をもってかつ会社の費用で送付される通知書をもって代えることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第181条)

(買付通知の記載事項・買付期間)

R. 225-154条 ① R. 225-153条所定の通知書は、社名および会社の形態、会社住所の宛名、会社資本の総額、当該買付が企画されている株式数、一株あたりの提示された価格、支払方法、当該買付の申込の効力が維持される期間および当該買付が承諾されることができる場所を表示する。

② 前項所定の期間は、20日を下ることができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第182条)

(買付株式数)

R. 225-155条 ① 買付に対して提示された株式が、買い付けるべき株式数を超える場合には、売り主たる各株主に対して、当該株主が所有者または名義人であることを証明する株式の数に比例した減少がなされる。

② 買付に対して提示された株式が、買い付けるべき株式数に達しない場合、会社資本は、買い付けられた株式の限度まで減少される。ただし、取締役会または場合により業務執行役員会は、資本の減少を授権した総会の決議により指定された期間内にこれを行うことを条件として、当初に定められた株式数全部の買付まで、R. 225-153条およびR. 225-154条所定の条件の下に、当該行為の更新を決定することができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第183条)

(買付消却に対する特別の授権)

R. 225-156条 ① 資本の増加、資本に対して権利を付与する有価証券の発行、合併または分割を容易にするために、総会が、取締役会または場合により業務執行役員会に対して消却することを目的とする少数の株式の買付を授権したときは、R. 225-153条ないしR. 225-155条の規定は、適用されることができない。

② 前項所定の条件のもとに行われる買付は、会社資本額の0.25%以内を表章する数の株式に対してのみ、同一の事業年度中において、行われることができる。

③ 会計監査役は、計画された行為に関する報告書において、企画された株式買付の時期および方法に関して、自己の意見を記述する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第184条)

(適用除外)

R. 225-157条 R. 225-153条ないしR. 225-155条の規定は、L. 225-209条を適

用して行われる行為には適用されることができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第184-1条)

(減資のための買付消却の手續)

R. 225-158条 ① 会社資本の減少を目的として、当該株式を発行した会社により買い付けられた株式は、当該会社の記名株式登録簿⁽⁹⁹⁾への記載の付記⁽¹⁰⁰⁾によって消却される。

② 株式が通貨金融法典 R. 211-1条以下の規定に従って口座に記載されるときは、株式の消却は、会社の下でまたは(2009年3月16日デクレ第2009-295号第4-9^o条)《同法典 L. 211-3条所定の》仲介人⁽¹⁰¹⁾の下で、会社の名で開設された注文口座への振替により、証明される。

③ 資本の減少が L. 225-207条所定の方法に従って実行されるときは、当該株式を発行した会社により買い付けられる株式は、遅くとも、R. 225-154条に定められている期間の満了後にまたは R. 225-156条所定の条件の下に行われる買付後に、消却される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第185条)

(取締役会または業務執行役会への授権)

L. 225-207条 損失を理由としない資本減少を決定した総会は、取締役会または場合により業務執行役会に対して、一定数の株式を、当該株式を消却するために買い付けることを授権することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-1-A条)

(従業員持株制度における自己株式の取得)

L. 225-208条 当該会社の株式の割当により、当該会社の成果にその従業員を参加させる会社、(2004年12月30日法律第2004-1484号第83-I条)《L. 225-197-1条ないし L. 225-197-3条所定の条件の下にその株式を割り当てる会社、》および L. 225-177条以下所定の条件の下に当該会社の株式買付選択権を付与する会社は、この目的のために、当該会社の自己株式を買い付けることができる。取得の日から起算して1年の期間内に、当該株式は割り当てられ、または当該

(99) registre des actions nominatives

(100) apposition d'une mention

(101) compte d'ordre

選択権は付与されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-1条)

(会社による自己株式の買付の授権)

L. 225-209条 ① その株式が規制市場上での取引を認められている会社の総会 (2012年3月22日法律第2012-387号第15-1°条) 《または金融市場庁の一般規則により定められている条件の下でのインサイダー取引, 相場操縦, および虚偽の情報の流布からの投資家の保護を目的とし, 同庁の一般規則により定められた条件で同庁により決定されたりストに記載している法令の規定に服する多国間取引システム上》での取引の認められている会社の総会は, 取締役会または場合により業務執行役員に対して, 会社資本の10%を表章する株式数⁽¹⁰²⁾まで買付け⁽¹⁰³⁾ることを授権することができる。総会は, 当該行為の目的および方式ならびに上限を定める。この授権は, 18箇月間を超えて, 与えられることができない。企業委員会は, 総会により採択された決議を報知される。

② (2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-I条) 《株式が金融市場庁の一般規則により定義された条件の下にその流動性⁽¹⁰⁴⁾を促すために買い戻される場合には, 前項所定の10%の制限を計算するために考慮される株式数は, 授権期間中に再売却された株式数を控除した後に買付けられる株式数に一致しなければならない。》

③ (2004年6月24日オールドナンス2004-604号第23条) 《取締役会は, 執行役員に, または執行役員の同意に基づき1人または2人以上の担当執行役員に, (2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-I条) 《第1項所定の行為》を実行するのに必要な権限を委譲することができる。業務執行役員は, 業務執行役員会長に, または業務執行役員会長の同意に基づき1人または2人以上の業務執行役員構成員に, 第1項所定の行為を実行するのに必要な権限を委譲することができる。選任された者は, 取締役会または業務執行役員により定められた条件の下に当該権限の行使について取締役会または業務執行役員に報告する。》

(102) l'Autorité des marchés financiers

(103) finalités

(104) liquidité

④ 当該株式の取得，譲渡または転換は，あらゆる方法によってなされる。当該株式は，会社資本の10%制限内で，24箇月の期間毎に消却されることができ。 (2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-I条により削除)《会社は，このように行われた買付，譲渡，転換および消却を，(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場庁》に，毎月，報告する。》(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場庁は，》この情報を公衆に知らせる。》

⑤ 自己株式の割当により企業の拡大の成果にその従業員を参加させる会社 (2004年12月30日法律第2004-1484号第83-I条)《L. 225-197-1条ないしL. 225-197-3条所定の条件の下にその株式を割り当てる会社，》従業員に株式の買付に関する選択権を付与しようとする会社は，この目的のために，上記所定の条件の下に取得される株式の全部または一部を利用することができる。かかる会社はまた，(2006年12月30日法律第2006-1770号第23-II条により削除)《L. 225-196条II所定および労働法典》(2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-I条)《L. 3332-1条》以下所定の条件の下に自己株式を取得することを従業員に提案することもできる。

⑥ (2005年7月26日法律第2005-842号第27条)《合併，分割または出資の枠組みにおける支払または交換のための現在の保有および将来の引渡を目的として会社により取得される株式数は，会社資本の5%を超えることができない。これらの規定は，2006年1月1日以降に開催される総会の承認に服する買付計画⁽¹⁰⁷⁾に適用されうる。》

⑦ 買付株式の消却の場合には，資本減少は，それを行うためのすべての権限を取締役会または場合により業務執行役会に対して委譲することができる非常総会により授権され，または決定される。企画された当該行為に関して会計監査役により作成された特別報告書は，コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内に会社の株主に報知される。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-2条)

(105) conservation

(106) remise

(107) programmes

(授権の上限)

R. 225-151条 L. 225-209条所定の上限の決定のために、総会は、取得されることのできるであろう証券の最大数ならびに当該行為の最高額を定める。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第179-1条)

R. 225-157条 (前述 L. 225-206条の参照条文)

(同上)

L. 225-209-1条 (2012年3月22日法律第2012-387号第15-2°条により削除)

① (2008年8月4日法律第2008-776号第37-I条) 金融市場庁の一般規則により定められている条件に基づくインサイダー取引、相場操縦および虚偽の情報の流布からの投資家の保護を目的とし、同庁の一般規則により定められた条件で同庁により決定されたリストに記載している法令の規定に服する多国間取引システム上での株式の取引が認められている会社の総会は、会社の証券のその流動性を促すために、取締役会または場合により業務執行役員に対して会社資本の10%を表章する株式数まで買い付けることを授権することができる。総会は、当該行為の方式ならびに上限を定める。この授権は、18箇月間を超えて与えられることができない。企業委員会は、総会により可決された決議を報知される。

② (2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-II条) 《金融市場庁の一般規則により定められている条件の下においてその流動性を促すために株式が買い戻されるときは、第1項所定の10%の制限の計算において考慮される株式数は、授権期間中に再売却された株式数を控除した後に買いつけられる株式数に一致しなければならない。》

③ 取締役会は、執行役員に、または執行役員の同意に基づき1人または2人以上の担当執行役員に、(2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-II条) 《第1項所定の行為》を行うために必要な権限を委譲することができる。業務執行役員は、業務執行役会長に、または会長の同意にもとづき1人または2人以上の業務執行役員構成員に、当該行為を行うために必要な権限を委譲することができる。選任された者は、取締役会または業務執行役員により定められた条件の下に当該権限の行使を取締役会または業務執行役員に報告する。

④ 当該株式の取得、譲渡または転換は、あらゆる方法でなされる。(2009年1月30日オルドナンス2009-105号第1-II条により削除)《当該株式は、会社資本の10%の制限内で、24箇月の期間毎に消却されることができる。会社は、このように行われた買付、譲渡、転換および消却を、金融市場庁に、毎月、報告する。金融市場庁は、この情報を公衆に知らせる。

⑤ 《買付株式の消却の場合には、資本減少は、それを行うためのすべての権限を取締役会または場合により業務執行役会に対して委譲することができる非常総会により授権され、または決定される。企画された当該行為に関して会計監査役により作成された特別報告書は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内に会社の株主に報知される。》

(同上)

L. 225-209-2条 (2012年3月14日法律第2012-354号第6-I-1°条)

① 株式が規制市場上での取引、またはインサイダー取引、相場操縦および虚偽の情報の流布からの投資家の保護を目的とする法令の規定に服する多国間取引システム上での取引が認められている会社においては、通常総会は、当該会社の株式を提供しまたは割り当てるために、取締役会または場合により業務執行役会に対して、次に定める期間中、当該会社の株式を買い付けることを授権することができる：

- 225-208条所定の行為または労働法典L. 3332-1条以下の枠組みにおいて発生している行為の受益者に対して、買戻しから1年以内；
- 外部成長、合併、分割または出資行為の枠組みにおいて会社により取得された資産に対する支払または交換のためには、買戻しから2年以内；
- 各年次通常総会后3カ月以内に会社自身により企画される売却手続の際に、⁽¹⁰⁸⁾ 会社の株式を取得する意図を会社に対して表明する株主に対しては、買戻しから5年以内。

② 会社により取得される株式数は、次に定める数を超えることができない：

- 当該買戻しが本条第2項または第4項所定の行為のために授権されている

⁽¹⁰⁸⁾ croissance externe

⁽¹⁰⁹⁾ mise en vente

ときは、会社資本の10%；

一 当該買戻しが第3項所定の行為のために授權されているときは、会社資本の5%。

③ 通常総会は、当該行為の目的を明示する。通常総会は、総会が取得を授權する株式の最大数、価格または価格の決定方法ならびに12箇月を超えることができない授權期間を定める。

④ 買い戻される株式の代金は、本法典L. 232-11条第2項に従って総会が処分権を有する準備金から控除する方法で支払われる。

⑤ 買い戻された株式が、その目的の1つのためにかつ本条第2項ないし第4項所定の期間内に使用されなかった場合には、当然消却される。

⑥ 通常総会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた条件の下に独立した鑑定人により作成された報告書を考慮し、かつ取得価格の決定条件に関する自らの評価を伝える会計監査役の特別報告書にもとづいて決定を下す。

⑦ 株式の価格は、総会に報知される独立した鑑定人の評価報告書において示されている最高価格を超えることも最低価格を下回ることもできず、これに反する価格は、無効である。

⑧ 取締役会は執行役員に、または執行役員の同意に基づき1人または2人以上の担当執行役員に、当該行為を実行するのに必要な権限を委譲することができる。業務執行役会は、業務執行役会長に、または会長の同意にもとづき1人または2人以上の業務執行役会構成員に、当該行為を行うために必要な権限を委譲することができる。選任された者は、取締役会または業務執行役会により定められた条件の下に当該権限の行使を取締役会または業務執行役会に報告する。

⑨ 会計監査役は、終結した直近の事業年度中に株式が買い戻され、かつ利用された条件に関する特別報告書を、年次通常総会に提出する。

⑩ 買い戻された株式は、会社資本の10%の制限内で、24箇月の期間毎に消却されることができる。買付株式を消却する場合には、資本減少は、取締役会ま

(110) expert

行為をする者の介在により、自己の全株式の10%以上を所有することができず、特定の種類の10%以上を所有することもできない。当該株式は（2009年1月30日オールドナンス2009-105号第1-Ⅲ条）《会社証券のその流動性を促すために買い戻され》かつ取得の際に全額払い込まれた《株式を除き、》記名式の下で存在しなければならない。そうでない場合には、取締役会構成員または場合により業務執行役員会構成員は、L. 225-251条およびL. 225-256条第1項所定の条件の下に、当該株式の払込をしなければならない。

② 会社の株式の取得は、分配不能の準備金⁽¹¹²⁾により増加された資本金額よりも少ない額まで固有資本を減少させる効果をもたらすことができない。

③ 会社は、法定の準備金とは別に、少なくとも会社が所有する株式全体の価値と等しい額の準備金を保有しなければならない。

④ 会社により所有される株式は、配当に関する権利を与えられず、かつ議決権をなく奪われる。

⑤ 金銭での株式の引受による資本増加の場合には、会社は、引受優先権を会社自身により行使することができない。総会は、他の株式に付与される引受優先権を決定するにあたり、これらの株式を考慮に入れないことを決定することができる。かかる決定を欠くときは、会社により所有される株式に付与される権利は、引受期間の終結前に、あるいは取引所において売却されるか、あるいは株主間で各々の権利に比例して分配されなければならない。

（1966年7月24日法律第66-537号第217-3条）

（取得株式の記録および報告書）

L. 225-211条 ① （2014年7月31日オールドナンス2014-863号第24条）《L. 225-208条，L. 225-209条，L. 225-209-2条，L. 228-12条およびL. 228-12-1条》⁽¹¹⁴⁾を適用して実行なされた買付および売却の記録簿は、コンセイユ・データの議を経たデクレにより定められる条件の下に、会社またはかかる証券に関する業務の任務を負う者により作成されなければならない。

(112) réserves non distribuables

(113) capitaux propres

(114) registres des achats et des ventes

② 取締役会または場合により業務執行役会は、L. 225-100条所定の報告書において、(2014年7月31日オルドナンス第2014-863号第24条)《L. 225-208条、L. 225-209条、L. 225-209-2条、L. 228-12条およびL. 228-12-1条》を適用して当該事業年度中に買付および売却された株式の数、買付および売却の平均価格、証券取引に関する費用の総額、当該事業年度終結時に会社名義で登録された株式の数および買付中におけるその評価額ならびに(2009年1月30日オルドナンス2009-105号第1-IV条)《各目的毎の》名義額、《使用された株式数、当該株式を対象として行われた場合の再割当⁽¹¹⁵⁾》およびその再割当が表章する資本部分を表示しなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-4条)

(取得株式の記録事項)

R. 225-159条 ① L. 225-208条を適用して実行された行為を記録するために、L. 225-211条を適用して保管されている買付に関する記録簿は、実行された取引順に、次の事項を表示する：

- 1号 各行為の日付；
- 2号 買付の相場価格(2014年5月26日デクレ第2014-543号第1条)《または、相場価格がない場合には、統一的な買付価格》；
- 3号 各相場価格で買い付けられた株式の数；
- 4号 手数料額を含む買付に関する総費用。

② 前項の記録簿はまた、各事業年度末において保有されている株式数およびその総費用ならびに従業員に割り当てられる株式数および各割当期日をも表示する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第185-1条)

(記録簿への記載事項)

R. 225-160条 ① (2014年5月26日デクレ第2014-543号第2条)《L. 225-209条およびL. 225-209-2条》を適用して実行された行為を記録するためにL. 225-211条を適用して保管されている買付および売却の記録簿は、買付行為と売却行為を区別して表示する。

② これら行為の各々について、記録簿は、実行された取引順に次の事項を表示する：

- 1号 当該行為の日付；
- 2号 買付または売却の相場価格(2014年5月26日デクレ第2014-543号第1条)

(115) réallocations

- 《または、相場価格がない場合には、全体を統一した買付価格》；
- 3号 各相場価格で買付または売却された株式の数；
- 4号 手数料額を含む買付の総費用または売却による純収入；
- 5号 買い付けられた株式の合計数およびその費用の総額；
- 6号 買付または売却の注文を実行した投資サービスの受給者名もしくは注文を伝達した金融機関またはノンバンク⁽¹¹⁶⁾；
- 7号 必要があれば、会社の計算で自己の名において行為をする者の名前。
- ③ 売却された株式の買付総数および買付の総費用は、少なくとも6箇月毎に、買い付けられた株式数およびその総費用から控除される。
- (1967年3月23日デクレ第67-236号第185-2条)

(金融市場庁への報告および同庁の権限)

- L. 225-212条 ① 会社は、(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場庁》に対して、(2012年3月22日法律第2012-387号第15-4°条)《L. 225-209条》の規定を適用して会社が行おうとする行為を申告しなければならない。(2009年1月30日オールドナンス第2009-105号第1-V条)《会社は、毎月、金融市場庁に対して、実行した取得、譲渡、消却および転換を報告する。》
- ② (2003年8月1日法律第2003-706号第46-I条)《金融市場庁》は、上記の問題に関して同庁が必要と判断する一切の説明または証明を会社に求めることができる。
- ③ この要求が満たされない場合または当該株式取引が(2012年3月22日法律第2012-387号第15-4°条)《L. 225-309条》の規定に違反していることを金融市場庁が証明するときは、(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場庁》は、当該会社が直接または間接に譲渡する注文の執行を妨げるためあらゆる手段をとることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-5条)

(適用除外)

- L. 225-213条 ① (2012年3月14日法律第2012-354号第6-I-3°条)《L. 225-209-2条》, L. 225-206条 (2012年3月14日法律第2012-354号第15-3°条)

(116) établissement financier

《およびL. 225-209条》の規定は、包括名目⁽¹¹⁷⁾の財産の移転または加えて裁判所の決定の結果として取得された全額払込済の株式には適用されない。

② しかしながら、当該株式は、当社がその資本の10%以上を所有することになる、取得日から起算して2年以内に譲渡されなければならない。この期間経過後は、当該株式は消却されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-6条)

(規定に違反して所有される株式)

L. 225-214条 L. 225-206条ないし (2012年3月14日法律第2012-354号第6-I-4°条) 《L. 225-209-1条および》L. 225-210条に違反して所有されている株式は、その引受または取得から起算して1年の期間内に譲渡されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-7条)

(自己株式への質権の設定の禁止)

L. 225-215条 ① 当社が、直接的にまたは会社の計算で自己の名において行為をする者の介在により自己株式に質権を設定することは禁止される。

② 当社により質権が設定された株式は、1年の期間内にその所有者に返還されなければならない。当社への質権の移転が包括名目の財産の移転または裁判所の決定の結果として生ずる場合には、当該返還は2年の期間内になされる。返還がなされない場合には、質権設定契約は、当然に無効となる。

③ 本条所定の禁止は、金融機関 (2013年6月27日オルドナンス第2013-544号第7-4°条。2014年1月1日施行。) 《および金融会社》の日常の取引には適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第217-8条)

(第三者による自己株式の取得に対する会社の支援の禁止)

L. 225-216条 ① 社は、第三者による自己株式の引受または買付のため

(117) à titre universel

に、資金を拠出し、貸付を与え、または担保を承認することができない。

② (2001年2月19日法律第2001-152号)《本条の規定は、(2013年6月27日オ
ルドナンス第2013-544号第7-5°条。2014年1月1日施行)《金融機関および金
融会社》の日常の取引、および従業員による当該会社、その子会社の一つまた
は労働法典 L. 444-3条 [L. 3344-1条および L. 3344-2条] 所定の団体貯蓄計画
の分野に含まれる会社の株式の取得のためになされる取引には、適用されない。》
(1966年7月24日法律第66-537号第217-9条)

(投資証書への適用)

L. 225-217条 L. 225-206条ないし L. 225-216条は、投資証書に適用される。
(1966年7月24日法律第66-537号第217-10条)